

# **鳴沢村第 5 次長期総合計画**

**平成 29 年 3 月**

**鳴 沢 村**

# 目 次

|                                            |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| <b>第1編 総論</b>                              | <b>1</b>  |
| 第1章 総合計画とは                                 | 1         |
| 1 計画策定の趣旨                                  | 1         |
| 2 計画の構成と計画期間                               | 1         |
| 第2章 時代の潮流・背景                               | 2         |
| 1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来                       | 2         |
| 2 まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進                     | 2         |
| 3 安心・安全意識の高まり                              | 3         |
| 4 個人の価値観・ライフスタイルの多様化                       | 3         |
| 5 情報化社会の進展                                 | 3         |
| 6 地方財政の深刻化                                 | 4         |
| 7 住民が主体となったまちづくりの推進                        | 4         |
| 第3章 鳴沢村のすがた                                | 5         |
| 1 村の概況                                     | 5         |
| 2 人口・世帯数                                   | 6         |
| 3 土地利用                                     | 10        |
| 4 住民アンケート調査                                | 12        |
| <b>第2編 基本構想</b>                            | <b>16</b> |
| 第1章 将来像                                    | 16        |
| 第2章 分野別目標                                  | 17        |
| 1 身近な自然を守り安心安全に暮らせる村づくり 【自然環境分野】           | 17        |
| 2 鳴沢村らしさが光るにぎわいのある村づくり 【産業分野】              | 17        |
| 3 子どもからお年寄りまでみんなが活き活きと笑顔で暮らせる村づくり 【福祉保健分野】 | 18        |
| 4 自ら学び自ら参加する鳴沢文化が息づく村づくり 【教育分野】            | 18        |
| 5 みんなが語り合い参加する村づくり 【住民参画分野】                | 19        |
| 6 計画性のある行財政管理 【行財政分野】                      | 19        |

## 第3編 基本計画 ..... 20

### 第1章 身近な自然を守り安心安全に暮らせる村づくり【自然環境】 ..... 20

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 自然環境の保全 .....       | 20 |
| 2 景観整備の推進 .....       | 21 |
| 3 計画的な土地利用の推進 .....   | 23 |
| 4 居住空間の整備 .....       | 24 |
| 5 公園整備の推進 .....       | 25 |
| 6 水道水の安定供給の推進 .....   | 26 |
| 7 生活排水処理対策の充実 .....   | 27 |
| 8 ごみ処理対策の充実 .....     | 28 |
| 9 環境衛生の充実 .....       | 29 |
| 10 防災・危機管理体制の整備 ..... | 30 |
| 11 消防・救急体制の整備 .....   | 32 |
| 12 交通安全の推進 .....      | 33 |
| 13 犯罪防止の推進 .....      | 34 |
| 14 消費者支援の充実 .....     | 35 |
| 15 道路交通の充実 .....      | 36 |

### 第2章 鳴沢村らしさが光るにぎわいのある村づくり【産業】 ..... 38

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 農業の振興 .....         | 38 |
| 2 林業の振興 .....         | 40 |
| 3 工業の振興 .....         | 41 |
| 4 商業の振興 .....         | 42 |
| 5 観光業の振興 .....        | 43 |
| 6 就業機会・勤労者福祉の充実 ..... | 45 |

### 第3章 子どもからお年寄りまでみんなが生き活きと笑顔で暮らせる村づくり【福祉保健】 .46

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 健康づくりの推進 .....     | 46 |
| 2 医療サービスの充実 .....    | 48 |
| 3 地域福祉の推進 .....      | 50 |
| 4 国民健康保険制度の推進 .....  | 51 |
| 5 介護保険制度の充実 .....    | 53 |
| 6 後期高齢者医療制度の推進 ..... | 54 |
| 7 国民年金制度の推進 .....    | 55 |
| 8 生活の安定 .....        | 56 |
| 9 子育て支援の充実 .....     | 57 |
| 10 高齢者福祉の推進 .....    | 59 |
| 11 障害福祉の推進 .....     | 61 |

**第4章 自ら学び自ら参加する鳴沢文化が息づく村づくり【教育】 .....62**

- 1 学校教育の充実 ..... 62
- 2 青少年の健全育成の推進 ..... 64
- 3 文化活動の推進 ..... 65
- 4 文化財の保護と活用 ..... 67
- 5 生涯学習の推進 ..... 68
- 6 スポーツ・レクリエーションの推進 ..... 69

**第5章 みんなが語り合い参加する村づくり【住民参画】 .....71**

- 1 住民参加の推進 ..... 71
- 2 男女共同参画の推進 ..... 73

**第6章 計画性のある行財政管理【行財政】 .....74**

- 1 効率的な行政運営の推進 ..... 74
- 2 健全な財政運営の推進 ..... 76
- 3 広域連携の推進 ..... 78

**資料編 ..... 79**

# 第1編 総論

## 第1章 総合計画とは

### 1 計画策定の趣旨

平成 19 年度以降、“心地よく健やかに暮らせるために みんなでつくる鳴沢村”を将来像として村づくりを進めてきました。平成 18 年度に策定された「第 4 次総合計画」が平成 28 年度末をもって計画期間が終了することを受け、平成 38 年度までの「第 5 次総合計画」を策定しました。

平成 23 年 5 月 2 日に地方自治法が改正されて第 2 条第 4 項が削除され、地方自治体の基本構想の策定義務はなくなりましたが、鳴沢村では村の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すものであり、今後の事業を実施していくための概念や理念、計画や事業全体のガイドラインを指すものであることから、本村では継続して策定を行います。

### 2 計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」とこれに基づく「基本計画」および「実施計画」で構成されます。

10 年間の村づくりの方針を示す「基本構想」を受けて、5 年間の行政計画を示す「基本計画」、3 年間の具体的施策を示す「実施計画」の 3 つを合わせて総合計画といいます。

#### (1) 基本構想

長期的展望に立ちながら、「鳴沢村の将来像」を描き、その姿を実現するため 6 つの「むらづくりの目標」と、目標を実現していくために必要な 43 の「基本方向」を示します。

基本構想の計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

#### (2) 基本計画

基本構想で描いた“鳴沢村の将来像”や“むらづくりの目標”“基本方向”を受けて、それらを実現していくために必要な「計画目標」や「主な施策」等を示します。

基本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。社会経済情勢などの状況によって、5 年ごとに見直しを図ります。

#### (3) 実施計画

基本計画を実現するための具体的な事業について定めるもので、毎年度の予算編成の基礎となるものです。

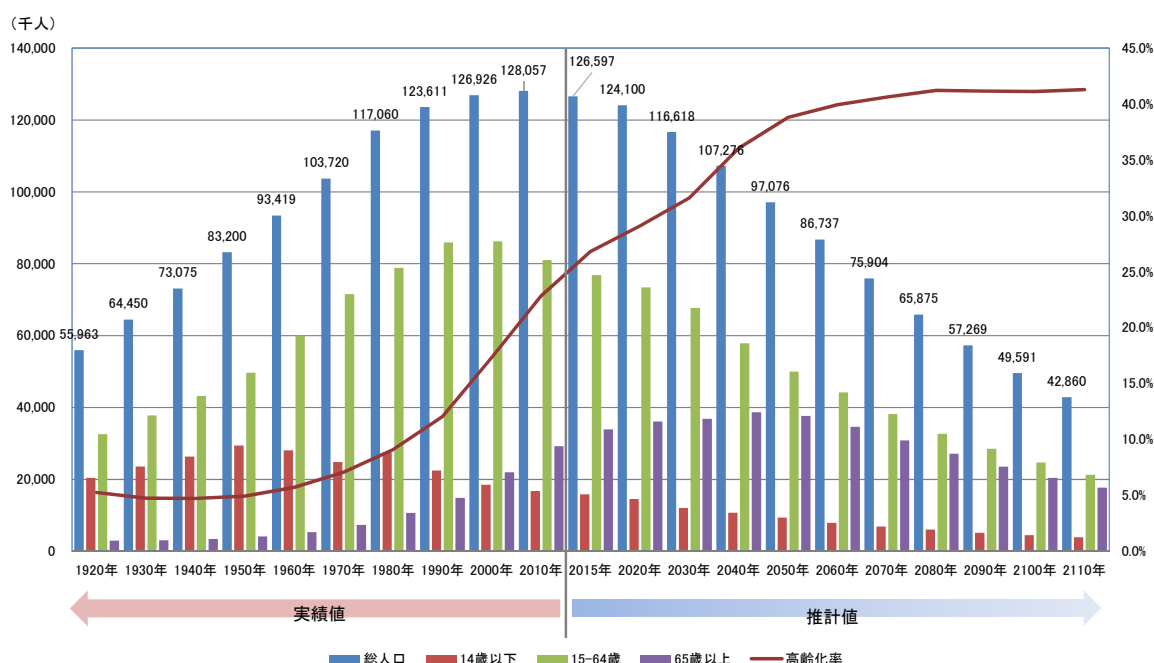
実施計画の計画期間は、平成 29 年度から 3 年ごととし、毎年ローリング（事業の実績及び計画策定後の経済、社会、その他の情勢の変化に応じて修正、補正）を行います。

## 第2章 時代の潮流・背景

### 1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国の総人口は、平成 22 年の国勢調査では、約 1.3 億人でしたが、少子高齢化の進行とともに長期の人口減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、平成 72 年には 8,674 万人と、現在の 6 割台まで減少すると推計されています。

人口減少や人口構造の変化による、まちや生活への影響は様々であり、地域の過疎化・空洞化や地域コミュニティ機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増大など、社会の活力低下や経済成長へのマイナス影響が懸念されています。



資料：総務省『日本統計年鑑』将来推計人口及び年齢別人口のデータを基に作成  
将来推計人口は国立社会保障人口問題研究所の平成 24 年 1 月推計による各年 10 月 1 日現在の中位推計値

### 2 まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進

国では、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持することを目的に、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

まち・ひと・しごと創生は、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」と「東京一極集中への歯止め」、「地域の特性に即した地域課題解決」を基本的視点とし、①地方における安定した雇用を創出する、②地方への新しい人の流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、ことの 4 つを基本目標とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

### 3 安心・安全意識の高まり

---

東日本大震災をはじめ、異常気象による大型台風の上陸や予測困難な局地的大雨、大雪などの自然災害が、これまでの想定を上回る規模で発生し、各地に大きな被害を与えています。

国では、平成 25 年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する「国土強靱化基本法」を施行し、平成 26 年 3 月に国土強靱化基本計画が定められました。首都直下地震対策や南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しによる危機管理体制の構築や被害を最小限にするための地域の実情に即した防災・減災対策が求められています。

また、社会情勢の変化に起因する犯罪や高齢者の交通事故など、身の回りで発生する事件・事故が多様化・複雑化しており、さまざまな危機に対応できる安心で安全なまちづくりが求められています。

### 4 個人の価値観・ライフスタイルの多様化

---

個人の価値観やライフスタイルが多様化しており、特に個人の価値観においては、物の豊かさより心の豊かさを重視する人々が増えてきています。一人ひとりの価値観に応じた働き方や暮らし方などについて、多様な選択ができる環境づくりが求められています。

人口の流動化や核家族化の進行など、人間関係や地域社会への関わりが希薄化し、地域社会におけるコミュニティ機能が低下しています。一方で、東日本大震災や大雪などの自然災害を契機として、人と人との絆や地域コミュニティによる支え合いの重要性も再認識されてきています。

### 5 情報化社会の進展

---

情報のデジタル化やブロードバンド環境の整備、インターネットの普及、特にスマートフォンやタブレット型の携帯端末などのモバイルデバイスの普及により、いつでも、どこでも、好きなときにさまざまな情報を受発信できるなど、誰もが時間的・空間的な制約を受けることなく、利用することが可能となりました。

情報通信技術の進歩は、防災や防犯、医療、福祉、産業、教育などさまざまな分野で活用される一方で、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保、職場や地域、家庭などでの人間関係の希薄化の要因などの課題にもなっています。あらゆる世代に安全で使いやすいサービスの構築が求められます。

## 6 地方財政の深刻化

---

地方の財政状況は、人口減少による生産年齢人口（15歳～65歳未満）の減少などに伴い、税収の減少傾向が続く見通しとなっています。一方で歳出は、高度経済成長期以降に整備された道路・橋梁・上下水道などの社会資本の多くは老朽化が進んでおり、今後それに伴う維持と更新費用が集中する時期を迎えること、また高齢化に伴う社会保障費の増大など、ますます厳しさを増すことが予想されています。

地方自治体の財政運営は、財源の安定的な確保を図りながら、選択と集中によって限られた財源を有効に活用し、最小の経費で、最大の効果を発揮する努力が必要です。

## 7 住民が主体となったまちづくりの推進

---

地域社会における課題の複雑化により、それぞれの地域の実情に即した柔軟な対応が必要になってきています。従来の、行政主導型のまちづくりから、住民・団体・企業などが自ら主体となって地域自治に参画し、行政との適切な役割分担のもと、相互に責任をもちながら連携・協力し、政策形成における参画を推進していく必要があります。

## 第3章 鳴沢村のすがた

### 1 村の概況

鳴沢村は、富士山頂から大沢沿いに静岡県富士宮市と接する、山梨県の南端に位置した県境の村です。東は富士吉田市、南都留郡の富士河口湖町、北西は富士河口湖町にそれぞれ接しています。集落付近は標高 900 メートルから 1,000 メートルの高冷地で、鳴沢村北部にある鳴沢および大田和の二つの集落と南部にある別荘地とで形成されています。

日本一の高さを誇る富士山は広大な裾野をもち、標高差も加わり多種多様な植物群が形成され、それらに依存して生活する動物群も多く、村内の鳥類だけでも約 150 種類が確認されています。

村域の形状はほぼ長方形で、東西 8 km、南北 14.5 km と南北に長く、面積は 89.56 km<sup>2</sup> となっています。また、北緯 35 度、東経 138 度線上に位置し、世界地図でみると北緯 35 度線上には地中海が位置しています。

年平均気温は 11.7℃、年間降水量は 1,464.5mm で、主として夏期に集中する多雨冷涼型ですが、冬期の降雪量は比較的少ない土地柄です。また、集落付近の標高は 980m で、南に富士山が控えているため夏の気温が極端に低く、春が遅く秋が早いのが特徴です。

交通面では、首都圏から 100km 圏内にあり、新宿へは中央自動車道を利用すると約 1 時間 30 分で到達でき、東海道の富士市、沼津市までは約 1 時間強の距離にあります。村の北縁を東西に走る国道 139 号線が他市町村と連絡する広域道路として重要な役割を果たしています。

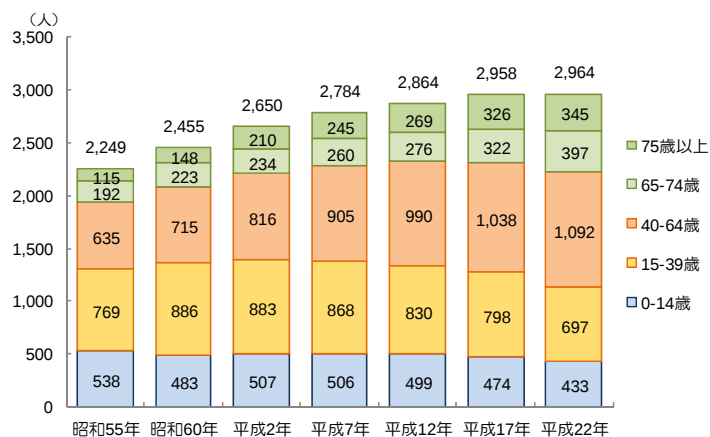


## 2 人口・世帯数

### (1) 人口・世帯数の状況

鳴沢村の人口は、昭和 45 年以降、増加傾向が続いており、平成 22 年には 2,964 人となっています。総世帯数は年々増加していますが、1 世帯あたり人員は、逆に年々減少傾向にあります。また、高齢者のみのひとり暮らし世帯も増加傾向となっており、高齢化に伴い、今後ますますその割合は増えるものと予想されます。

■ 人口の推移



資料：国勢調査

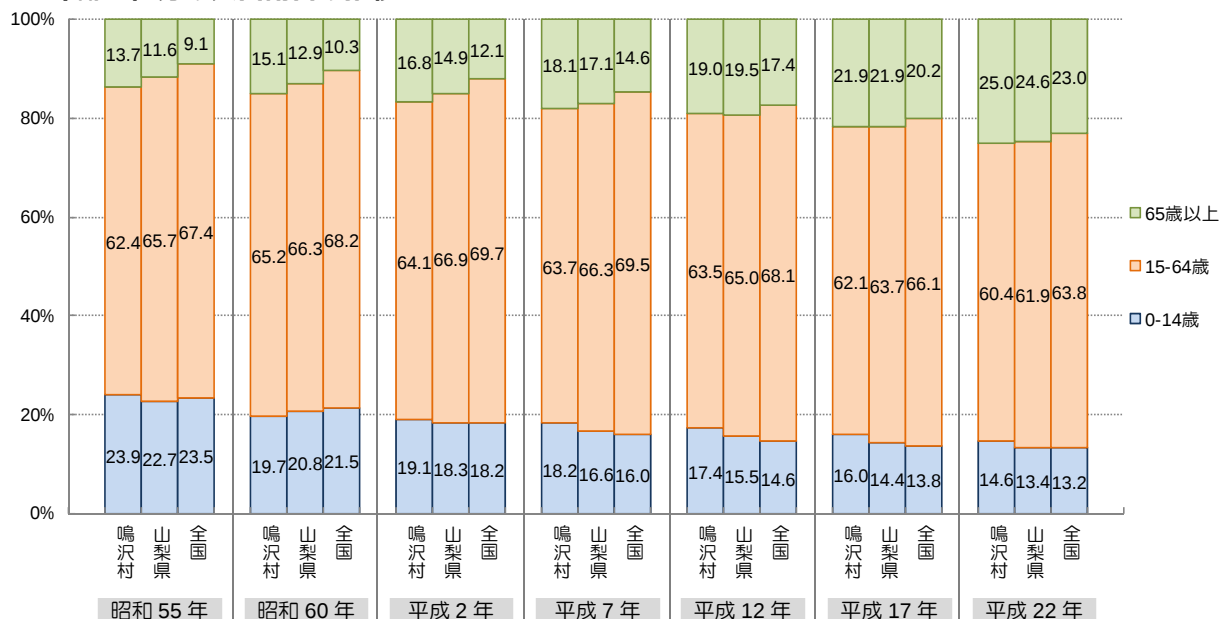
核家族化や高齢者のみのひとり暮らし世帯の増加、また、社会環境の変化やそれに伴うライフスタイルの多様化により、地域とのつながりの希薄化が懸念されます。

年齢別人口については、昭和 55 年以降、65 歳以上の高齢者人口が増加を続けていますが、0～14 歳の年少人口は平成 2 年以降、減少傾向にあります。また、平成 17 年をピークに 15～64 歳の生産年齢人口も減少に転じており、少子高齢化の進行がうかがえます。

年齢 3 区分の人口割合の推移を国・県と比較すると、65 歳以上の高齢者人口の割合は、国・県を上回る水準で推移しており、国・県に比べて高い高齢化率となっています。

人口構造の変化に伴い、一般的に「働き手」とされる世代の生産年齢人口の減少は税収が減るとともに、医療・年金等の社会保障分野を増加が予想されます。

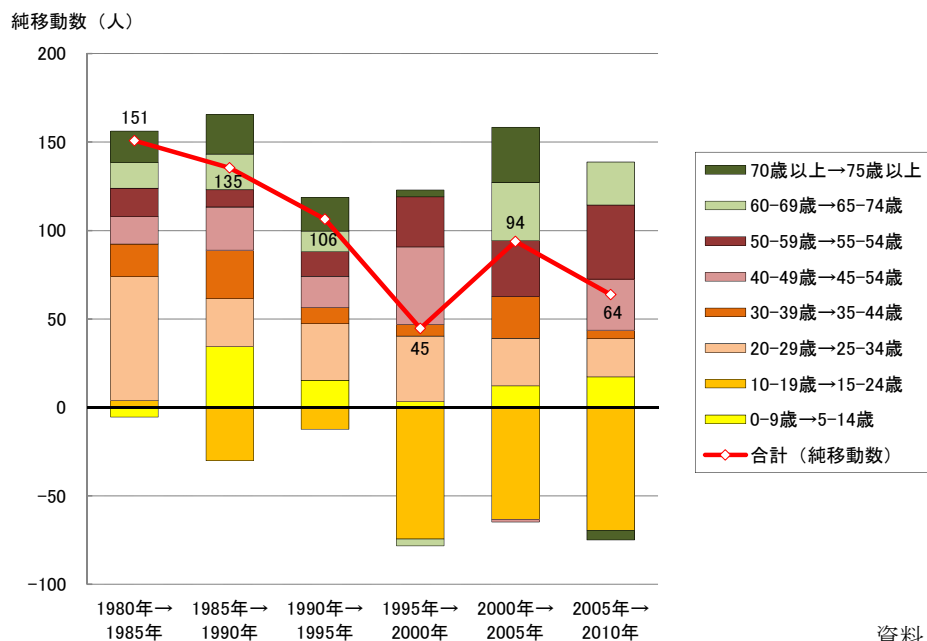
■ 年齢 3 区分の人口割合の推移



資料：人口ビジョン

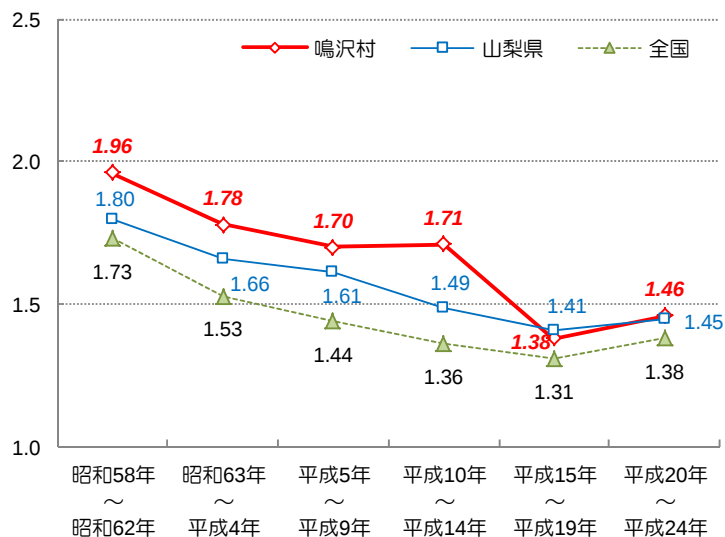
## (2) 人口動態

社会動態は、昭和 60 年以降、10 歳代から 20 歳代前半にかけて、進学・就職などによる若年者の転出超過が継続していますが、村全体でみると、若年者の転出超過を、それより上の世代の転入超過が上回っている「社会増」の状態が続いています。



自然動態では平成 15 年以降、出生者数よりも死亡者数の方が多い「自然減」となっています。合計特殊出生率では、平成 20～24 年で 1.46 と、国（1.38）及び県（1.45）にと比べるとわずかに高くなっているものの、人口維持できる水準（2.07）、国が長期ビジョンで提示している国民希望出生率（1.80）と比べても低い数値となっています。

### ■ 合計特殊出生率の推移

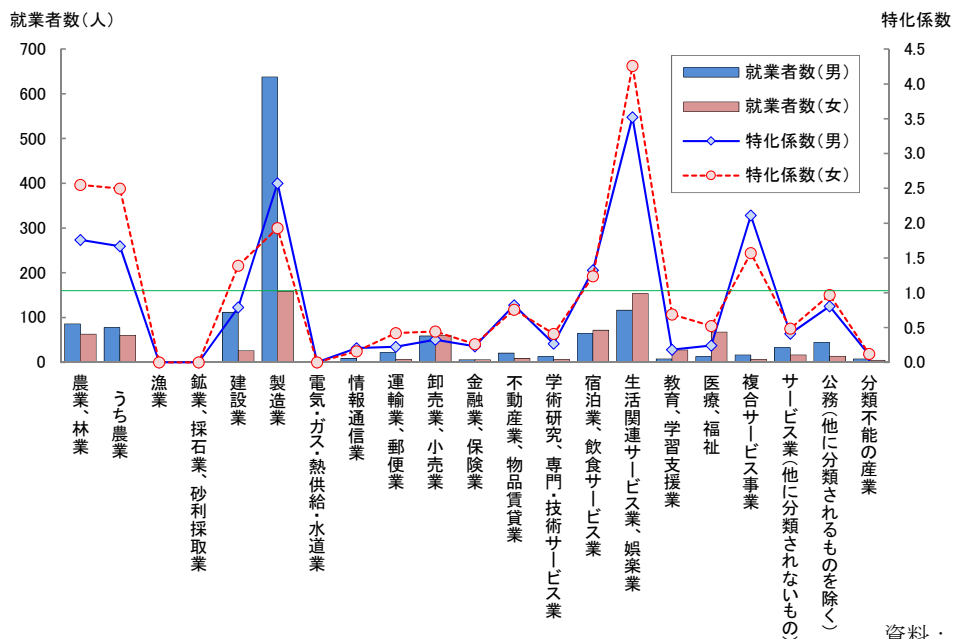


### (3) 産業・就業者数

産業別就業者数では「製造業」の就業者数が最も多く、特化係数も高くなっていることから、鳴沢村の基幹産業は製造業であるといえます。

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業では減少傾向、第3次産業では増加傾向がみられ、「生活関連サービス業、娯楽業」の就業者数が比較的多く、近年での主要な産業の一つと位置づけることができます。

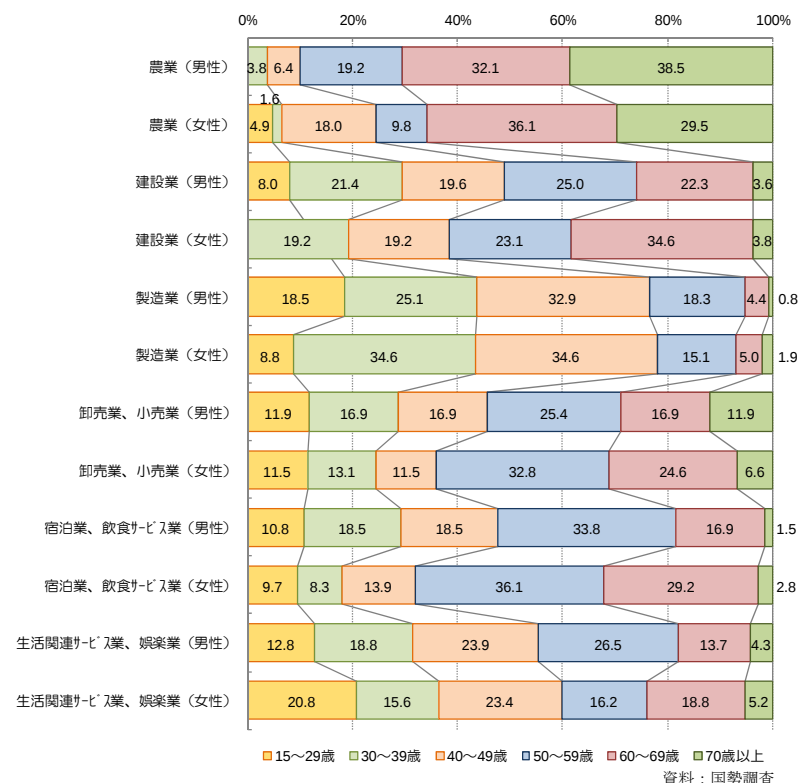
■ 産業別男女別就業者数・特化係数（平成22年）



資料：人口ビジョン

年齢別にみると、基幹産業といえる「製造業」や「生活関連サービス業、娯楽業」では、男女ともに50歳未満の若年層の割合が高くなっているのに対し、「農業」では60歳以上の就業者が男性で7割以上、女性で6割以上を占め、高齢化が進んでいます。また、「建設業」においても30歳未満の若年層の割合が低く、将来的に担い手不足となる可能性が高い状況です。

■ 産業別年齢別就業者数の構成比（平成22年）



資料：国勢調査

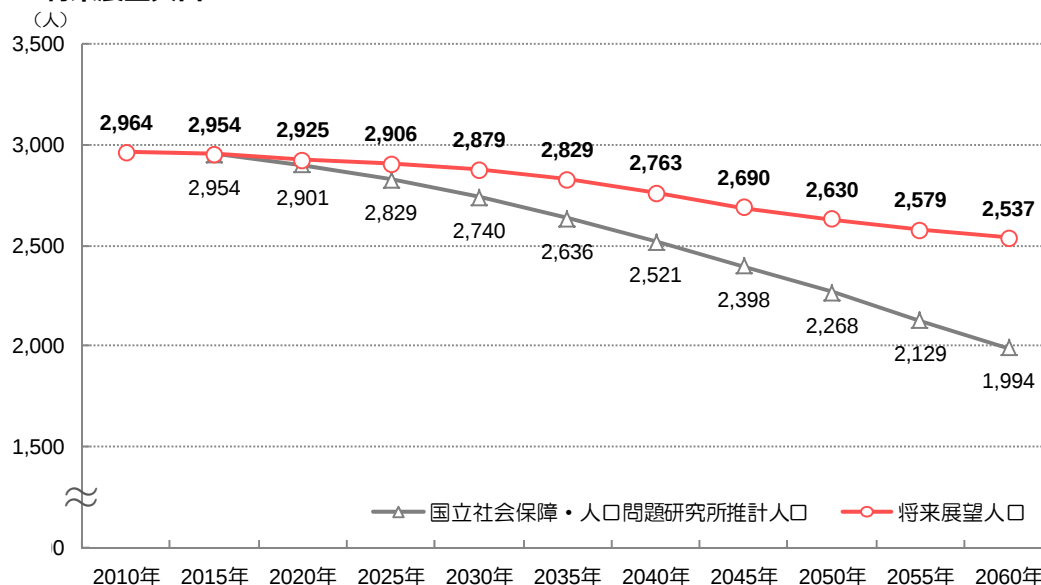
#### (4) 将来展望人口

国立社会保障・人口問題研究所推計による平成 72 年の総人口は 1,994 人と 2,000 人以下となる推計がされています。

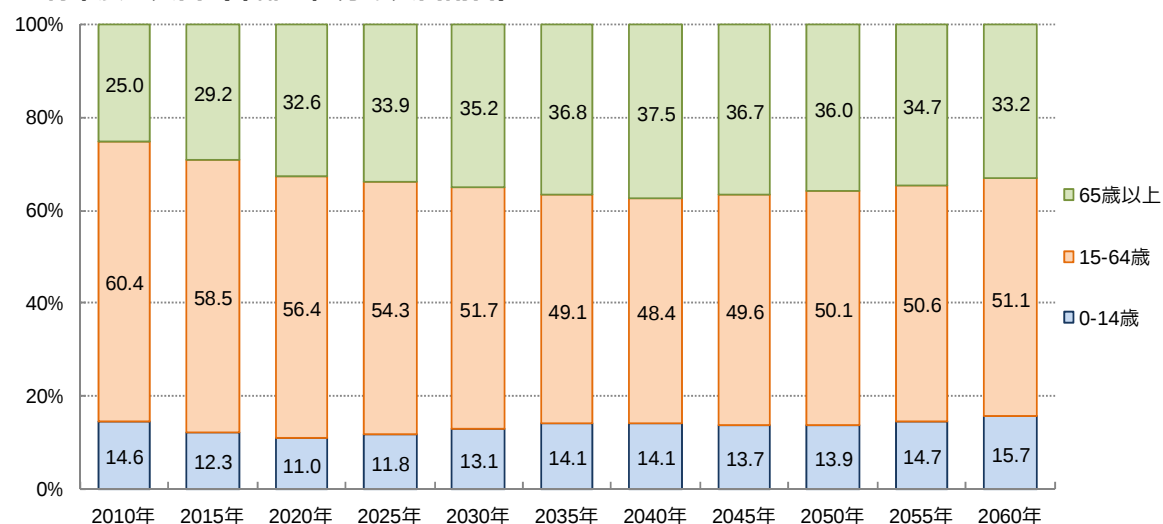
国では、少子高齢化とそれがもたらす人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、平成 26 年 12 月に、平成 72 年に 1 億人の人口維持をめざした「長期ビジョン」とそのための取り組みの方向性をまとめた「総合戦略」が閣議決定されました。

本村においても、「鳴沢村 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」及び「鳴沢村 まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。子育て環境を整えるとともに、魅力的な居住環境や仕事を確保し続け、Uターン・I ターンの促進政策等による転入促進や、村の利便性や居住性の改善による転出抑制を図り、本計画の 2040 年に 2,700 人以上の人口維持、2060 年に 2,500 人以上の人口維持を目指しています。

■ 将来展望人口



■ 将来展望人口（年齢3区分の人口割合）



資料：人口ビジョン

### 3 土地利用

村の地域特性を多角的に活かすため、5つのゾーンに分類して土地利用を推進しています。

#### (1) 生活ゾーン（別荘地含む）

主に村の北部に位置する鳴沢集落と大田和集落および別荘地を対象地域とします。村内において住民生活適地は限られており、既存の2集落が主な生活ゾーンとなります。また、村内では良好な環境から別荘地が開発されており、別荘地も生活ゾーンとして指定します。

住民が安全で快適な生活ができるよう、住環境は、自然に配慮した基盤整備を推進していく必要があります。

#### (2) 交流ゾーン

富士山や足和田山をはじめ溶岩樹型や洞穴等の多くの観光資源が分布しており、毎年多くの観光客が来訪しています。

来訪する観光客が休憩や食事で立ち寄れ、道の駅やフジエポックホール、温泉等多くの交流施設が立地した「なるさわクリエーションパーク」を中心として、周辺地域を交流ゾーンとしてにぎわいの創出を推進していく必要があります。

#### (3) 農業・生産ゾーン

農地は、鳴沢地区、大田和地区内に点在する他は、大部分が国道139号線より南に分布しています。また、ブルーベリー狩りや野菜収穫体験のできる観光農園が点在しています。

農業は村の主要産業であり、営農意欲の高い農家も多いことから、農地をはじめとした生産基盤を整備していくとともに、増加傾向にある耕作放棄地・遊休農地の解消と農地保全を推進していく必要があります。

#### (4) レクリエーション・保健・保養・緑地ゾーン

村には、ゴルフ場やスキー場等多くのレクリエーション施設が分布しています。森林や樹林帯の自然環境は、人に対して潤いややすらぎを提供することによる保健・保養機能を有しています。

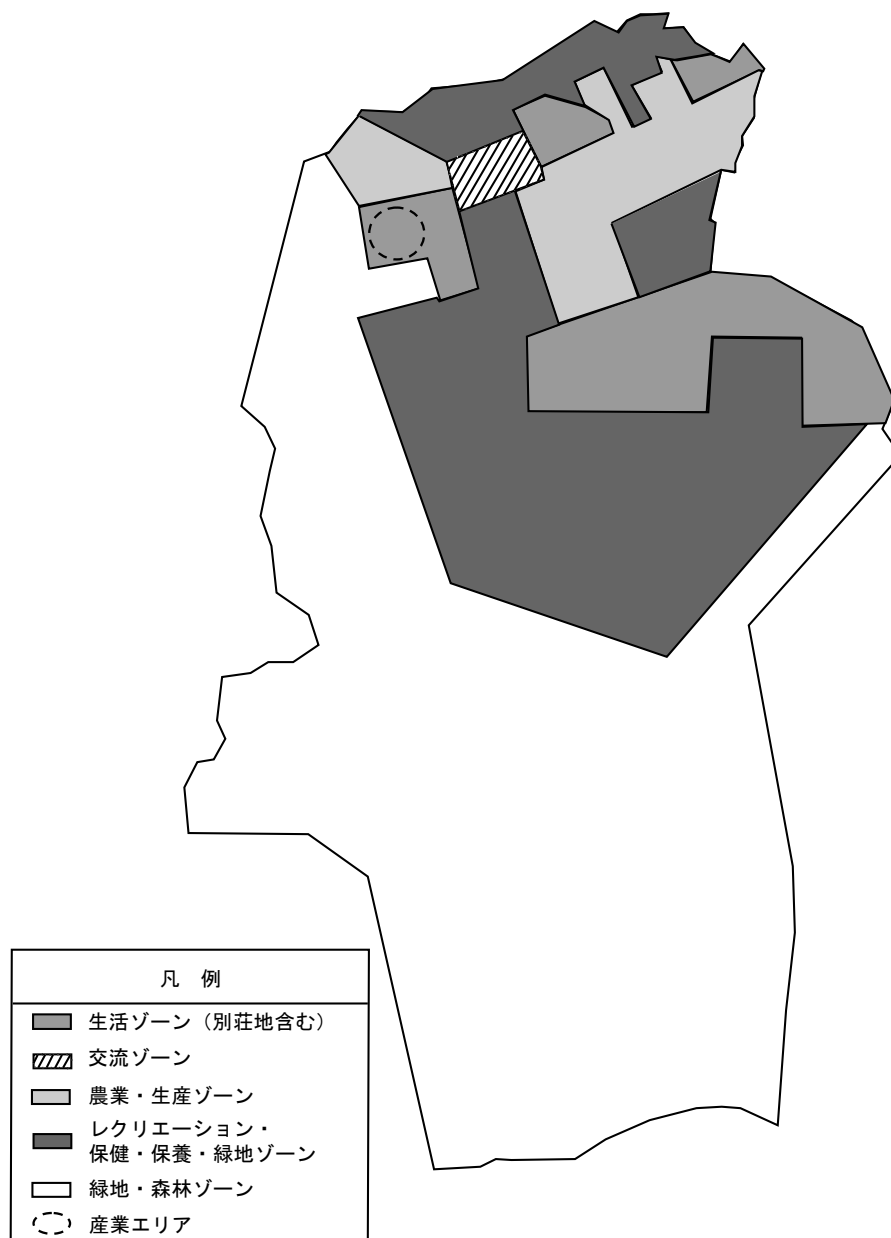
このように森林や樹林帯の自然環境に囲まれた条件の揃った地域を緑地が持つ機能が発揮できるレクリエーション・保健・保養・緑地ゾーンとして保全を推進していく必要があります。

## (5) 緑地・森林ゾーン

村の約 88%が森林で被われており、森林のうち約 87%が県有林です。また、富士山頂から精進湖に伸びる精進口登山道沿いの森林及び三合目以上は富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区に指定されています。

森林は水源涵養・土壌の侵食防止・多様な生物の育成・生息が可能な環境の創出等、多面的機能を有していることから、機能の維持・増進させるとともに、豊かな自然環境・美しい山岳景観を構成する要素として、将来にわたって保全していく必要があります。

《土地利用構想図》



## 4 住民アンケート調査

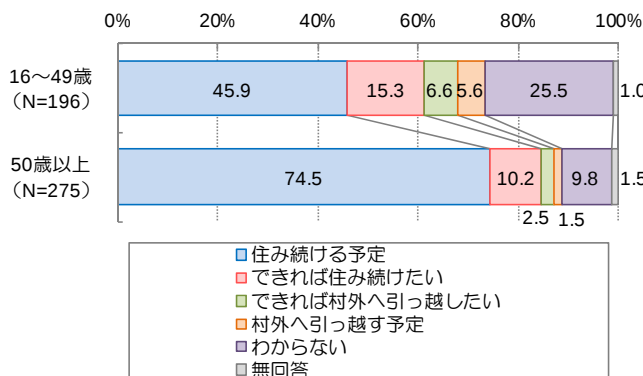
平成 27 年 11 月に、若年層（16～49 歳）・高齢層（50 歳以上）を対象に、アンケート調査を実施しました。

### （１）鳴沢村での暮らしに対する評価

鳴沢村を住みよいと感じている人（住みよい、どちらかといえば住みよいと回答した方の割合）が約 7 割と、大半の人が村での生活のしやすさ・住みやすさを感じています。その理由として、自然環境の良さを挙げている人が多く、また、子育て世代を含む若年層の回答では子育て環境が整っていることを挙げている人も多くなっています。

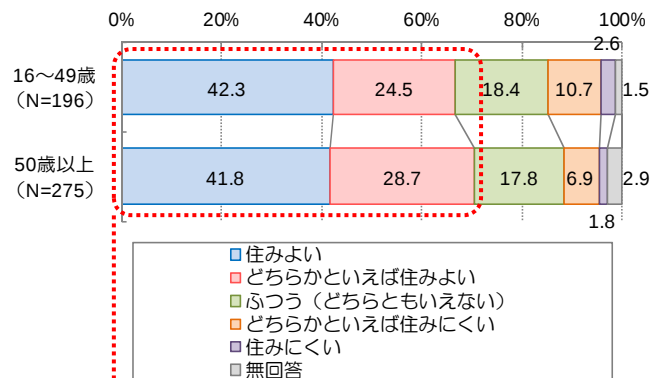
今後の居住についても、継続して鳴沢村での居住を希望する人が半数を超え、特に 50 歳以上では 8 割を超えています。

#### ■ 鳴沢村での今後の居住意向

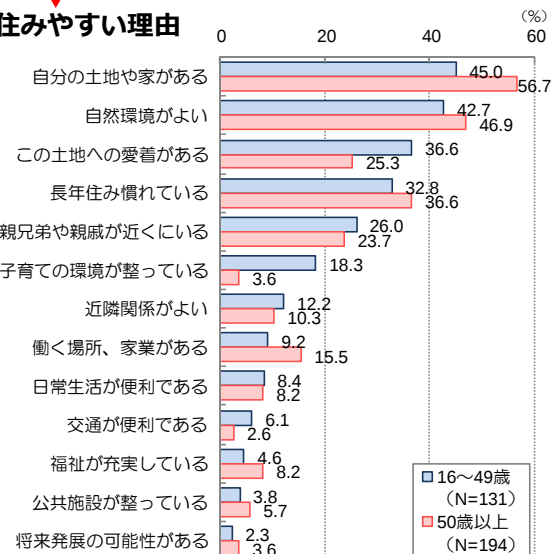


暮らしの中での困りごとや不安では、「近くに病院や診療所がない」、「台風・集中豪雨・地震など災害で被災のおそれがある」、「近くで食料や日用品を買えない」、「通勤・通学が不便」などの回答割合が高くなっており、医療体制の充実や防災対策、商業施設の誘致や公共交通機関の充実などの日常生活の利便性の向上などを望む人が多くなっています。

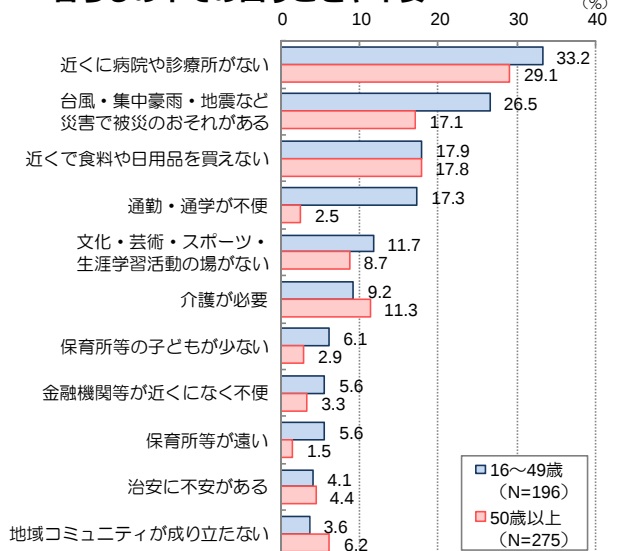
#### ■ 鳴沢村の住みやすさ



#### ■ 住みやすい理由



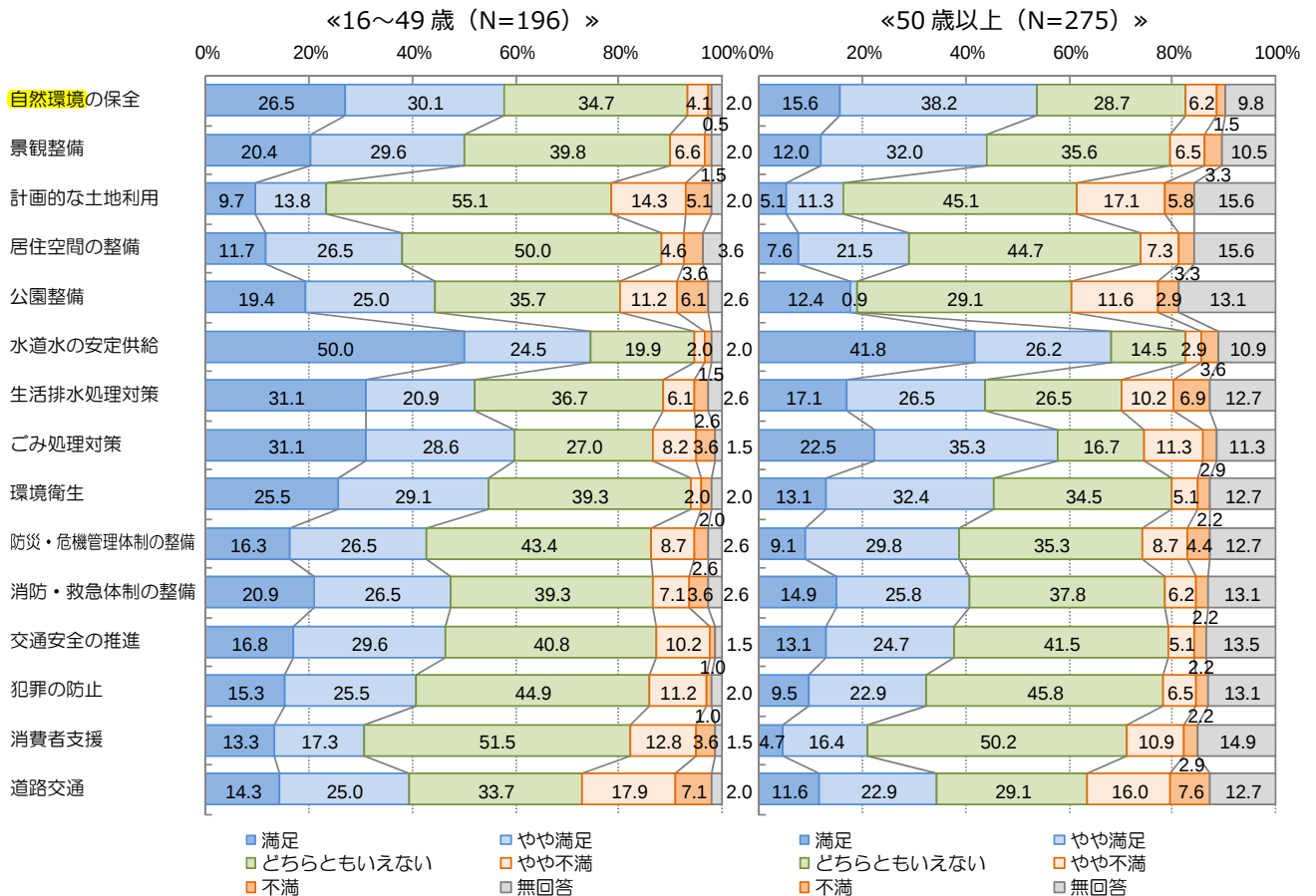
#### ■ 暮らしの中での困りごとや不安



## (2) 分野別の評価

各分野の取り組みに対する満足度では、若年層・高齢層ともに、水道水の安定供給やごみ処理対策などの環境衛生、自然環境の保全や景観整備などの自然環境に関する分野での満足度は高くなっている一方で、道路交通分野や計画的な土地利用に関する分野では低くなっています。

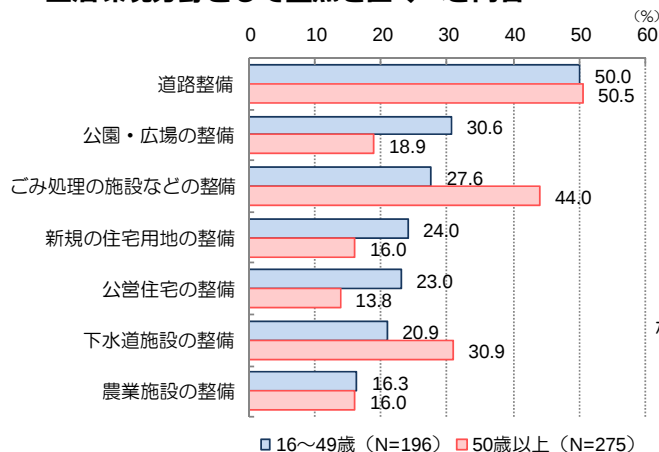
### ■ 各分野の取り組みに対する満足度



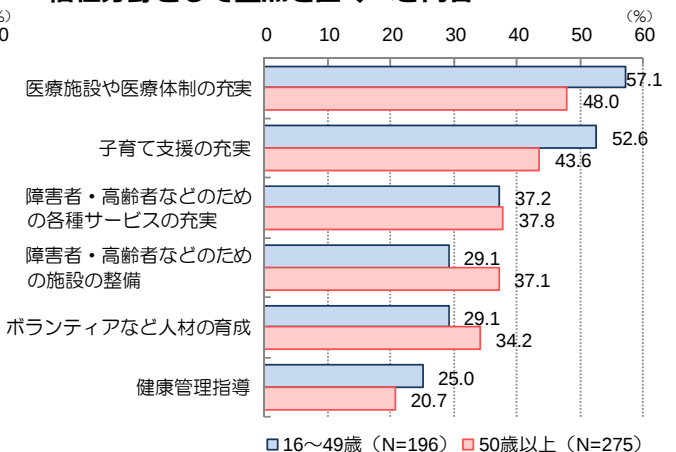
生活環境分野として重点を置くべき内容では、「道路整備」が最も高い割合を占めており、道路整備に対する要望が高いことが分かります。

福祉分野として重点を置くべき内容では、「医療施設や医療体制の充実」、「子育て支援の充実」が高い割合を占めています。

### ■ 生活環境分野として重点を置くべき内容



### ■ 福祉分野として重点を置くべき内容

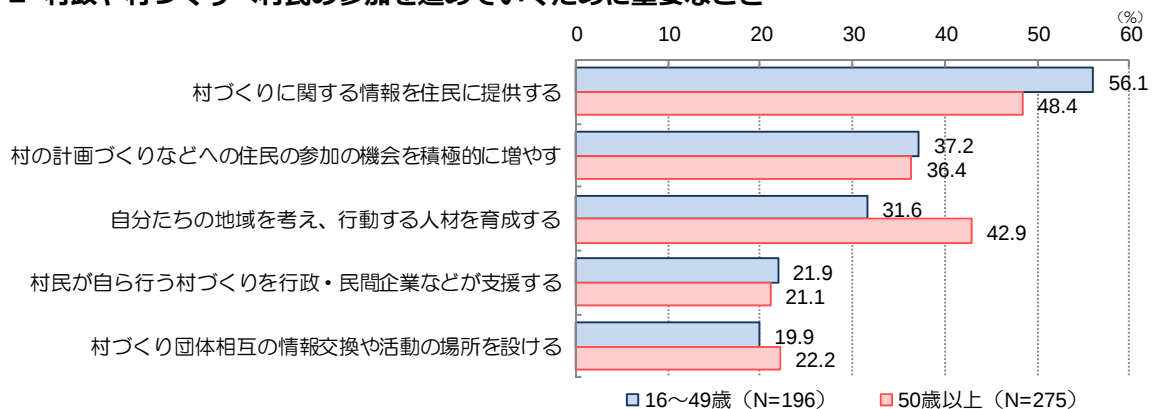


### (3) 村づくりへの参加

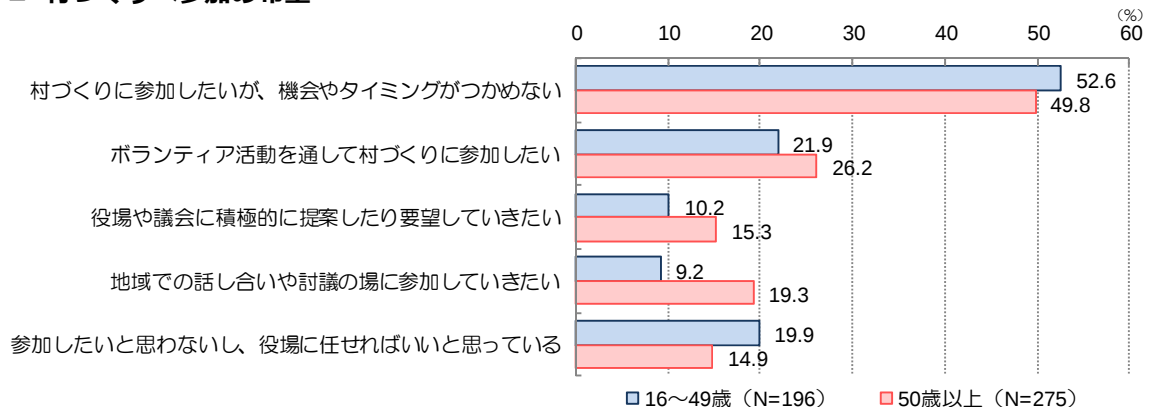
村政や村づくりへの参加については、「村づくりに関する情報の住民への提供」、「村の計画づくりなどへの住民の参加機会の積極的な増加」、「自分たちの地域を考え、行動する人材の育成」が高い割合を占めています。

また、村づくりへの参加については、いずれの年代においても「村づくりに参加したいが、機会やタイミングがつかめない」が高い割合となっていることから、情報提供を含めた村政や村づくりへの理解と関心の醸成、きっかけづくりが必要です。

#### ■ 村政や村づくりへ村民の参加を進めていくために重要なこと



#### ■ 村づくりへ参加の希望



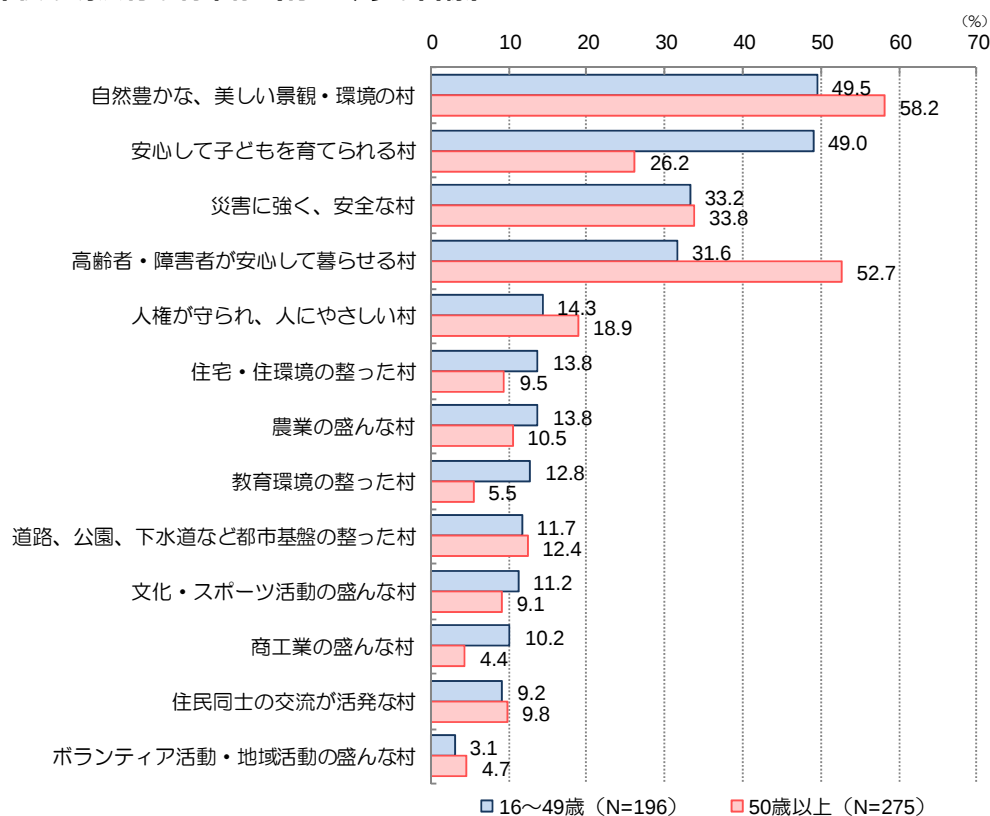
#### (4) 鳴沢村の将来像

10年後の鳴沢村の将来像（村づくりの目標）としては、若年層・高齢層ともに、「自然豊かな、美しい景観・環境の村」が最も高く、次いで若年層では「安心して子どもを育てられる村」、高齢層では「高齢者・障害者が安心して暮らせる村」が高くなっています。

また、どちらの年代においても「災害に強く、安全な村」も高い割合となっています。鳴沢村においては、地震や風水害の他にも、富士山の大規模な噴火について、発生した場合には被害規模や影響が甚大なものになることが想定されていることから、火山噴火に備えた防災意識や防災訓練などの実施も必要です。

自然環境を守り、防災対策を推進した安全な村で、子どもや子育て世代から高齢者までが安心して暮らせる村が望まれています。

##### ■ 10年後の鳴沢村の将来像（村づくりの目標）



## 第2編 基本構想

### 第1章 将来像

# 心地よく健やかに暮らせるために みんなでつくる鳴沢村

現在の魅力を最大限に活かしつつ、住民の快適な居住環境を創造することを基本的な方向性と定め、子どもからお年寄りまで安全に安心して暮らせることができ、若い力のあふれるにぎわいのある村を目指し、心地よく健やかに暮らせる村づくりを進めます。

村づくりでは、「住民が主役」と位置づけ、住民個人が「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識を持って主体的に取り組む“自助”行政等の公的機関が主体的に取り組む“公助”地域住民がお互いに助け合って取り組む“共助”という考え方に則り、役割分担を明確化し、村の将来像を実現するための目標および施策を達成していきます。

また、子どもにも高齢者にも役割がある地域をつくり、子育てや高齢者をサポートしていく村内3世代の実現を目指すとともに、村内に住む住民一人ひとりが村の将来を考え、手を取り、支え合い、暮らしやすい村づくりを進められるよう、本村を「鳴沢村家」とした大家族と捉え、家族全員が元気で幸せであり続けるために、住民、事業者、地域、団体、議会、行政など、本村に関わるすべてが協働し、それぞれの立場で推進していきます。

住民が村に住んでいることを誇りに思えるよう、前計画で掲げた村の将来像「心地よく健やかに暮らせるために みんなでつくる鳴沢村」を発展的に継承します。

## 第2章 分野別目標

将来像である「心地よく健やかに暮らせるために みんなでつくる鳴沢村」を実現するため、柱となるまちづくりの目標と基本方向を定めました。

### 1 身近な自然を守り安心安全に暮らせる村づくり 【自然環境分野】

さらに住みやすく、質の高い生活を実現するため、地域の歴史や文化、景観や自然環境などの貴重な地域資源や地域特性を活かした村を目指します。

安心・安全で快適に暮らすことができる環境整備を図るなど、住む人にやさしく、訪れる人にやさしく、地球にもやさしい“ふるさと”であり続けられる村を目指します。

#### 基本方向

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 自然環境の保全     | 2 景観整備の推進       |
| 3 計画的な土地利用の推進 | 4 居住空間の整備       |
| 5 公園整備の推進     | 6 水道水の安定供給の推進   |
| 7 生活排水処理対策の充実 | 8 ごみ処理対策の充実     |
| 9 環境衛生の充実     | 10 防災・危機管理体制の整備 |
| 11 消防・救急体制の整備 | 12 交通安全の推進      |
| 13 犯罪防止の推進    | 14 消費者支援の充実     |
| 15 道路交通の充実    |                 |

### 2 鳴沢村らしさが光るにぎわいのある村づくり 【産業分野】

地域経済の活性化を図るなど、日々の営みから活力を生み、人が集い、新たな魅力を創造しながら未来へ進む村を目指します。

#### 基本方向

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 1 農業の振興  | 2 林業の振興         |
| 3 工業の振興  | 4 商業の振興         |
| 5 観光業の振興 | 6 就業機会・勤労者福祉の充実 |

### 3 子どもからお年寄りまでみんなが生き生きと笑顔で暮らせる村づくり

#### 【福祉保健分野】

子育て支援や高齢者福祉などの充実を図るなど、住民一人ひとりが、住みなれた地域で幸せに生き生きと笑顔で暮らし続けられる村を目指します。

#### 基本方向

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1 健康づくりの推進  | 2 医療サービスの充実    |
| 3 地域福祉の推進   | 4 国民健康保険制度の推進  |
| 5 介護保険制度の充実 | 6 後期高齢者医療制度の推進 |
| 7 国民年金制度の推進 | 8 生活の安定        |
| 9 子育て支援の充実  | 10 高齢者福祉の推進    |
| 11 障害福祉の推進  |                |

### 4 自ら学び自ら参加する鳴沢文化が息づく村づくり 【教育分野】

住民一人ひとりが、喜びと誇りをもって豊かな人生を送ることができる村を目指します。

#### 基本方向

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 1 学校教育の充実 | 2 青少年の健全育成の推進      |
| 3 文化活動の推進 | 4 文化財の保護と活用        |
| 5 生涯学習の推進 | 6 スポーツ・レクリエーションの推進 |

## 5 みんなが語り合い参加する村づくり 【住民参画分野】

住民一人ひとりが主体となり、住民が“ふるさと”に対する誇りと愛着を持ち、人や企業を引きつける魅力あふれる村を目指します。

### 基本方向

1 住民参加の推進

2 男女共同参画の推進

## 6 計画性のある行財政管理 【行財政分野】

行政需要に見合った財源の確保を図るとともに、限られた財源と人員を有効に活用し、最小の経費で最大の効果をあげることが求められます。持続可能な村づくりを進め、子や孫の世代に引き継がれる村を目指します。

### 基本方向

1 効率的な行政運営の推進

2 健全な財政運営の推進

3 広域連携の推進

## 第3編 基本計画

### 第1章 身近な自然を守り安心安全に暮らせる村づくり 【自然環境分野】

#### 1 自然環境の保全

##### 「現状と課題」

村の全域は、富士箱根伊豆国立公園内に位置し、大自然豊かな動植物の宝庫となっています。また、国の天然記念物に指定されている溶岩樹型、氷穴等をはじめとする、貴重な自然景勝地が村内には数多く点在しています。

これら豊かな自然を愛でるために、年間多くの観光客が来訪し、別荘地に移住してくる人たちも年々増加しています。村の対外的な印象として、自然の豊かさは大きな割合を占めていると言えます。

地球規模で、温室効果ガスの排出削減、砂漠の緑化活動、自然エネルギーの利用等の取り組みが行われている今、村でも環境保全先進地域として、行政が先頭に立って取り組みを推進するとともに、住民一人ひとりが、まずは身近な自然を大切にする気持ちを持ち、日常生活の中で自然環境保全について考え、実際に行動に移せるようにしていくことが必要です。

##### 「主要施策の内容」

###### 自然環境保全の意識啓発

企画課

自然環境保全意識を高めるため、自然保護団体が行っている事業への積極的な参加を促し、また、地域の自然を学ぶ機会を充実させ、住民・観光客の意識啓発に努めます。

###### 森林環境の保全

振興課

林業振興の推進に努めると共に、住民の森林へのふれあい活動を促進し、森林環境の保全に努めます。

###### 温暖化防止への取り組み

住民課/総務課

地球温暖化を防止するために、鳴沢村地球温暖化防止実行計画を基に、行政が率先して事務及び事業に関する温室効果ガスの削減に努めるとともに、住民や事業者への啓発を行い、村が一体的に削減に努めます。

###### 自然エネルギーの導入の検討

住民課

太陽光等の自然エネルギーの普及や活用を推進するため、住民の利用を支援する仕組みづくりを検討します。

## 2 景観整備の推進

### 「現状と課題」

本村は、世界文化遺産に登録された富士山の山頂から広大な富士の裾野、青木ヶ原樹海と豊かな自然景観、ゴルフ場やスキー場がある観光地としてのリゾート景観、足和田山にある紅葉台展望台からの富士山や樹海を望む眺望景観など、村全体の地勢や個性を明瞭に感じ取ることのできる景観を擁しています。

こうした個性ある景観は、先人たちの知恵と秩序によって、永い年月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

しかしながら、近年では、豊かな暮らしを享受できるようになった一方で、こうした地域づくりの秩序が薄れ、これまで培われた貴重な自然や歴史を感じさせる風景の喪失が懸念されています。

“鳴沢村らしい”景観を村民の共有財産として次代に継承するため、村民、事業者、行政それぞれが景観形成の主体であることを認識し、それぞれの役割と責任を持ち、景観づくりに継続的に取り組んでいく必要があります。

### 「主要施策の内容」

#### 景観に対する住民意識の向上

企画課

自然公園法や景観法を遵守し、村の景観計画に基づいた景観形成が図られるよう住民への啓発に努めます。

#### 富士山ビューポイントの整備

企画課

東海自然歩道内展望台周辺等、富士山や樹海の眺望を楽しむことができるビューポイントの整備を図ります。

#### 東海自然歩道の整備

企画課

東海自然歩道内の清掃、草刈、パトロール等年間を通して実施します。また、歩道内のビューポイントの枝木の間伐等を実施し、樹木の保全を図ります。

## 集落景観の形成

企画課/住民課

村の地域の特色ある自然景観、歴史的景観を維持するために、住民ボランティアの協力のもと、村内の美化活動を展開し、良好な景観づくりを推進します。

国道 139 号線沿いを中心に、商業者とともに魅力ある景観形成に努めます。

## 景観リーダーの育成 <<新規>>

企画課

鳴沢村の美しい景観づくりの取り組みの中心となる「景観リーダー」等の人材育成や、街並みに配慮した建物・工作物等の外観修景などの修景事業に対する支援等を行い、美しい鳴沢村の景観を守ります。

### 3 計画的な土地利用の推進

#### 「現状と課題」

村の土地利用区分割合は、約 9 割が山林となっており、残りの約 1 割に住宅地や畑地等が占めていることとなります。宅地は、村北部に鳴沢集落、大田和集落が密集しており、南部には別荘地が広がっています。

農地は、昭和 48 年度に農業振興地域の指定を受け、それ以降継続的に農業振興地域整備計画の見直しを行っています。農業振興地域以外については、宅地と混在しており、可住地面積が小さいことから、住宅等に転用され、徐々に減少してきています。また、村全体が国立公園内ということから、自然公園法により法規制が設けられ、自然の保全が図られています。

立地条件の良さから、観光施設の建設、企業誘致による工場の立地等が今後の可能性として考えられるため、安全性の確保、環境保全の観点から、合理的な調整を図り、有効活用していく必要があります。

現在の宅地開発については民間住宅の建設がほとんどであり、山梨県宅地開発条例（3,000 ㎡以上）、都市計画法第 29 条第 2 項の開発行為（10,000 ㎡以上）に基づき行われています。しかしながら、小規模開発に対する規制がなく無秩序な開発等が懸念されるため、村独自の条例整備が必要です。

#### 「主要施策の内容」

##### 農業振興地域整備計画の策定・推進

振興課

中山間地域総合整備事業と整合性を図り、農業振興地域整備計画を策定し、計画の推進に努めます。

##### 土地利用諸法の適切な運用

企画課/振興課

自然公園法等土地利用諸法の適切な運用により、自然環境の保全を基調とした土地の総合的・計画的利用を促進します。

##### 土地利用の適正な規制と誘導

振興課

住宅需要の拡大に伴う 3,000 ㎡未満の無秩序な宅地開発を規制するため、1,000 ㎡以上の宅地開発については村独自の条例の制定を検討します。

##### 産業用地の整備と活用

企画課

自然環境や周辺景観と調和した産業用地の整備及び活用を行います。

## 4 居住空間の整備

### 「現状と課題」

住民の大半が持ち家に住んでおり、持家比率が周辺市町村と比較して高い割合になっています。戸建て志向が根強い中で、生活様式の多様化・高度化が進展し、ゆとりある居住空間が求められています。現在、新築住宅の多くは、別荘地における建設がほとんどですが、住宅密集地以外の場所における住宅建設が見受けられることから、今後も住宅需要は拡大していくものと考えられます。

定住者の確保や若者の転出抑制などに有効な手段として、村有地等の有効活用を検討していく必要があります。

道路幅員が狭く緊急車両の通行に支障をきたす箇所が見受けられます。良好な住環境を整備するため道路からのセットバックを規定する条例の整備を検討する必要があります。

また、災害に備えた耐震診断や耐震補強等の安全向上に向けた取り組みが必要です。

### 「主要施策の内容」

#### 道路の維持補修と改良

振興課

道路の通行に支障を及ぼしている破損箇所等の維持補修、側溝・浸透枳清掃等により道路交通の安全を確保します。未改良路線や幅員の狭く車両のすれ違いが困難な路線の拡幅改良を行い、車両及び歩行者の通行の安全と利便性の向上を図ります。

#### 木造住宅耐震化の推進

振興課

耐震診断および耐震補強に関する情報の周知徹底に努め、既存住宅の耐震化に努めます。

#### 村有地等の有効活用に関する調査・検討 **「新規」**

企画課

移住者招致や定住の促進のため、村有地等の有効活用を検討します。

#### 情報通信インフラの維持・管理 **「新規」**

企画課

既にある施設やインフラ等の適正管理を継続するとともに、生活の利便性を高める情報配信システムの導入なども推進して、村民に快適な生活を提供します。

## 5 公園整備の推進

### 「現状と課題」

現在、村内には、鳴沢村生き生き広場、林間公園、まなびや公園、鐘かけ公園、桑の木公園、大田和さくらの里公園、宮前公園、江戸村こども広場、小暮こども広場があり、スポーツ・レクリエーションや自然とのふれあい、子どもの遊び場等多様な目的に対応できる公園が充実しています。しかし、一部の広場や公園では、施設や遊具の破損、ごみの散乱等、環境悪化が見られるようになりました。

社会福祉協議会と老人クラブの連携による花植えが年1回開催され、施設の景観保全に協力をお願いしています。その他の管理・点検は業者へ委託しています。

地域の身近な公園として、また、災害時の避難場所として、日ごろから住民の利用促進を図るために、公園の維持管理、運営等に際して住民参加を促進する体制を構築していく必要があります。

### 「主要施策の内容」

#### 公園の維持管理

企画課/振興課/住民課

公園の修繕、整備を定期的を実施するとともに、公園管理への住民意識を高めるために、住民参加による見回り、清掃活動の実施を検討します。

#### 鳴沢村生き生き広場の利用促進

総務課

地域住民のレクリエーション施設としての充実を図り、村のイベントでの活用及びグラウンドゴルフ大会等の利用を促進して、憩いや交流を深める広場を目指します。

#### 鳴沢村生き生き広場の管理

総務課

引き続き良好な状態を保つとともに、維持管理経費の削減を図ります。

## 6 水道水の安定供給の推進

### 「現状と課題」

村の水源は、足和田山の湧水に依存してきましたが、昭和 40 年代に地下水源が開発されたことから、水道施設が整備されることとなりました。現在の水道給水は、簡易水道によるものであり、紅葉台配水池、三本松配水池、大持配水池、五六場配水池の 4 箇所の配水池があります。地下水源は 5 箇所となっています。

今後は、安定した給水が出来るよう、既存配水管の維持管理が必要となります。また、災害に強い水道施設の整備とともに、災害時の給水体制整備等、早急に解決しなければならない課題があります。

水は私たちの生活に欠かせない資源です。地下水の水質保全、水源の涵養等安全な水を供給できるような取り組み、そして節水意識の向上を図ることが必要です。

### 「主要施策の内容」

#### 安全な水道水の供給

振興課

井戸源水と浄水の水質検査を実施し安全な水道水を安定供給します。

#### 水の効率的利用

振興課

水道事業計画書に沿った利用を推進し、管路の漏水監視等、徹底した管理体制を継続していくとともに、住民への節水意識の高揚に努めます。

#### 災害への備え

振興課

整備した水源地の緊急用発電機の適正な維持管理を行い、災害時における飲料水の供給体制を確保します。

#### 配水管の整備

振興課

老朽化した水道管の布設替えを順次行っていき、配水管路の耐震化に努めます。

#### 地下水の総合管理

住民課

地下水資源を保護するために既存井戸の揚水量、地下水位の監視徹底と調査に努めます。

地下水資源の採取の適正化と有効利用を図ることを目的とした鳴沢村地下水資源保全条例の遵守を徹底します。

## 7 生活排水処理対策の充実

### 「現状と課題」

村では、合併処理浄化槽による生活排水処理が行われています。

処理能力の高さから、今後も住宅に設置する合併処理浄化槽に対し支援を継続するとともに、既存施設の維持管理体制を整備することが必要です。

### 「主要施策の内容」

#### 合併処理浄化槽の普及

住民課

生活排水による地下水の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。

#### 合併処理浄化槽維持・管理の充実

住民課

関係機関と連携し、適切な維持・管理を継続するとともに、住民への維持・管理に関する普及啓発を推進します。

## 8 ごみ処理対策の充実

### 「現状と課題」

物質的な豊かさ・快適性・利便性を求めてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から生まれるごみ処理の問題は、年々深刻になっています。

村におけるごみの収集量は、循環型社会形成推進法が制定された平成 13 年度のごみ搬出量と比べると著しく減少していますが、近年は横ばい傾向となっています。

ごみの発生抑制とごみの循環的利用を図る持続可能な資源循環型社会の構築が、差し迫った課題となっています。

### 「主要施策の内容」

#### 分別収集の徹底

住民課

住民に対して、指定袋の使用と分別収集を徹底します。

#### ごみステーションの利用マナーの啓発

住民課

ごみステーションの利用マナーを住民に啓発します。

#### ごみの減量化対策

住民課

ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、再利用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）、ごみとなるものを断る（リフューズ：Refuse）、修理して使う（リペア：Repair）の「5 R」を基本として、減量化・資源化を進めます。

#### 事業系ごみ対策

住民課

廃棄物の適正処理に努め、苦情・通報などがあった際に事業所に対する指導・改善を行います。

## 9 環境衛生の充実

### 「現状と課題」

村内には、管理の行き届いていない土地が、廃棄物の不法投棄場所となっており、早急に解決しなければならない問題となっています。

不法投棄は周囲の環境なども破壊する行為であるため、快適な生活を送るためには、パトロールの強化をはじめ、地域の環境衛生を住民の協力をもって推進していく必要があります。

### 「主要施策の内容」

#### 廃棄物適正処理の監視と通報

住民課

廃棄物の不法投棄を防止するため、住民と行政が一体となって環境パトロールを行うなどの監視を行い、県や関係当局との連携により、環境保全に努めます。

#### 地域の環境美化の推進

住民課

管理されていない空き地等の所有者へ、不法投棄防止看板の貸し出しなどの適正管理を指導します。

犬猫等の管理登録や飼い主のモラル向上等、適切な飼育を指導していきます。

#### 処理施設の維持管理

住民課

青木が原ごみ処理組合と青木ヶ原衛生センターの処理施設の適切な維持・管理を関係市町村と連携し推進します。

## 10 防災・危機管理体制の整備

### 「現状と課題」

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、広範囲にわたって大きな損害をもたらしました。幸いなことに鳴沢村では近年大規模災害は発生していませんが、東日本大震災以後の地震活動の活発化により、東海地震や富士山噴火など、当村に多大な被害をもたらす災害発生が懸念されます。

また、地球温暖化等の影響による台風の巨大化やゲリラ豪雨の発生による土砂災害の危険性も無視できないものとなっています。

さらに近年は、国際情勢の変化からミサイル攻撃やテロへの備えだけでなく、そのような攻撃による二次被害や、首都圏からの避難民の流入という事態を想定した危機管理体制の構築が求められています。

これらの災害に対処するため、地域防災計画・国民保護計画をより実効性のあるものへ改正するとともに、富士山に集約される美しい自然環境を永続的に保全し、「自助」「公助」「共助」それぞれの役割を再認識し、住民と一体となって防災・危機管理体制の整備を図ります。

また、国では「災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）」が施行されました。「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、避難支援等関係者に情報提供を行い、災害発生時に助けが必要な方の支援を行うための避難行動要支援者避難支援を重点的に進める必要があります。

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていませんが、大規模な噴火が発生した場合には、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものになることが想定されています。富士山火山防災対策の充実を図るため、富士山火山避難計画を策定し、避難訓練の実施や避難路確保のため、国及び県へ働きかけを行っていきます。

### 「主要施策の内容」

#### 富士山火山防災対策 「新規」

総務課

平時より、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を図るため、富士山火山避難計画を策定し、避難方法を住民へ周知を行います。また、避難路の確保のため、国及び県へ働きかけていきます。

近隣市町村のみならず県や静岡県側の市町、その他関係機関とも連携し、迅速かつ的確な情報の収集・共有化を図ります。

#### 地域防災計画、国民保護計画の改正及び推進

総務課

地域防災計画・国民保護計画に沿った防災体制の推進に努めます。また、災害発生時に迅速に対応するため避難行動要支援者支援マニュアルなどの各種マニュアルを整備し、計画的に研修・訓練を実施することにより災害応急体制の充実を図ります。

### 迅速な情報伝達、情報伝達手段の拡充

総務課

防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、鳴沢村メールを活用し、予防情報や災害発生状況、被害情報などを迅速に住民へ周知を行います。また、今後は防災行政無線とCATV、コミュニティFMの連携を検討するなど、情報伝達の拡充を図ります。

### 自主防災組織の構築・育成

総務課

防災訓練などの訓練を実施して、自主防災組織の構築・育成や別荘地における役割を明確にし、地域防災力の強化を図ります。

自主防災組織を強化するため、地域防災リーダー（防災士等）の育成を図ります。

### 防災施設の整備・充実

総務課

避難場所の周知徹底を図ります。また、あらゆる災害に備えて、備蓄計画に基づき防災資機材倉庫への飲料水や食料の備蓄、防災資機材の配備を進めます。

### 防災意識の高揚

総務課

今後発生が想定される東海地震や富士山噴火に備えて、広報やホームページなどによる啓発活動の推進、自主防災会等による防災訓練、防災士等と連携した防災に関する研修会などを通じ、防災知識の普及を含めた意識の高揚を図ります。

### 土砂災害特別警戒区域への開発規制

振興課

土砂災害特別警戒区域は建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であるので、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造を規制します。

### 避難行動要支援者支援体制の整備

福祉保健課

避難行動要支援者支援マニュアルに基づいて社会福祉協議会と連携し、避難行動要支援者の個別支援計画書を作成します。個別支援計画書には避難行動要支援者の心身の状態や緊急時の連絡先、支援者の情報、また避難所の指定や必要とする医療的ケアの内容などが盛り込まれ、災害発生時の支援の目安となります。

## 11 消防・救急体制の整備

### 「現状と課題」

村では過去5年間に、年2～4件の火災が発生しています。集落内では、住宅が密集して隣接しており、幅員4メートル以下の道が多いため、緊急車両の通行を妨げることが懸念されます。常備消防・救急体制は、富士五湖消防本部により、河口湖消防署西部出張所が村内に置かれています。ただし、消防水利は自然水利がないことから、防火水槽に頼っているのが現状です。また、年々消防団員確保が難しくなっており、団員確保のための新たな対応が求められます。

### 「主要施策の内容」

#### 防火意識の高揚

総務課

住民の消防意識を高めるために、火災予防や初期消火知識を各種行事や広報を通して指導を進めます。

#### 消防団の強化

総務課

随時消防団の機器更新を行っていますが、老朽化している機器の更新とともに、青年層を中心に消防団への積極的な参加を促進し、消防団員の確保に努めます。

#### 消防施設の維持管理

総務課

消防車両や消防用ホース等に老朽化が見られることから、計画的に施設整備の更新を行います。

## 12 交通安全の推進

### 「現状と課題」

交通事故の多くは、国道 139 号線で引き起こす事故が主になっており、特に観光客等の県外者による事故の発生割合が高いため、観光客等の県外者に向けた啓発活動を実施する必要があります。

カーブミラー等の交通安全設備については、年数経過のため老朽化しているものもあり、設備の交換等が必要になってきています。近年はカーナビゲーションの普及により、村内主要道路をスピードを出して通行する県外車両が増えたため、交通事故防止対策を検討していく必要があります。

高齢者が被害となる交通事故発生件数も増加しており、高齢者をはじめとした住民全員に対して、交通安全意識を高めるために、交通安全教育を実施する必要があります。

### 「主要施策の内容」

#### 交通安全施設の整備（交通事故危険地点の調査・整備）

企画課/教育委員会

交通事故が懸念される箇所について、国や県の関係機関や富士吉田警察署・富士吉田交通安全協会鳴沢支部などと合同で点検・調査を行い、改善策を検討し整備を図ります。

#### 交通安全教育の推進

企画課

鳴沢保育所、鳴沢小学校で、交通安全教室を毎年開催します。また、高齢者には、高齢者学級などにおいて交通安全指導を実施します。

#### 交通安全指導体制の強化

企画課

富士吉田警察署、交通安全協会鳴沢支部と連携し、指導体制の強化を図ります。

## 13 犯罪防止の推進

### 「現状と課題」

近年の犯罪は、多様化し弱者を狙う犯罪が後を絶ちません。最近では、子どもを公園で遊ばせるのにも、抵抗を感じてしまう保護者が増えています。

また、住宅地の拡大に伴い、防犯灯設置必要箇所が増えていることから、犯罪の温床となる暗闇をなくすためにも、設置需要に対応していく必要があります。

村では、隣近所の住民同士の連帯感がとれていることから、住民の防犯に対する意識啓発や参加を促し、村全体で安全を守る体制づくりが求められます。

### 「主要施策の内容」

#### 富士吉田警察署と連携した防犯対策の強化

総務課

富士吉田警察署と連携し、防災行政無線等を活用し防犯対策の強化に努めます。

#### 防犯灯の整備促進

総務課

住宅地の拡大に伴い、防犯灯の設置需要が増大していることから、防犯灯の設置、維持管理を促進します。また、防犯灯には、消費電力が少なく、耐用年数が長いLEDの導入を推進します。

#### 地域安全活動の推進

総務課

各種団体による防犯活動と連携し、地域ぐるみの防犯活動の推進を図ります。

#### 防犯意識の高揚

総務課

自主的な防犯対策が講じられるように、関係機関と連携して、広報などにより、防犯に対する住民の意識を高めます。

## 14 消費者支援の充実

### 「現状と課題」

住民の生活様式や価値観が多様化する中で、インターネットや携帯電話をめぐるトラブル等、私たちの身近なところで様々な問題が起きています。

消費期限切れ原材料の使用、偽装表示、飲食店における食中毒等、食の安全性が疑われたり、商品の欠陥や誤使用により消費者が危害を被る事件等、様々な消費関係の事件が日々メディアを騒がせています。

また、村内においても、悪質な業者による訪問販売のトラブル・不正請求や、振り込め詐欺等の事件が発生しており、県消費生活センターと連携を図りながら、消費に関するトラブルに対応しています。

住民自身が商品に対する正しい知識を持ち、自ら選択しなければならない中、関係機関と連携し、消費者への正しい知識の普及と保護活動を一層充実させていくことが必要です。

### 「主要施策の内容」

#### 消費者相談や消費者への情報提供体制の充実

企画課

県民生活センターや富士五湖広域相談窓口・富士吉田市消費生活センターと連携し、住民からの問い合わせに常時対応します。

振り込め詐欺等の情報について、村の防災行政無線で放送して注意喚起します。また、消費生活に関する情報について、村のホームページ等を利用して提供します。

#### 消費者教育の推進

企画課

啓発用パンフレットを配布し、住民の意識啓発に努めるとともに、県等が主催する講座に関する情報を提供し、参加を促します。

#### 消費者団体の育成・支援

企画課

消費生活相談員や食品表示ウォッチャーの活動を支援・育成します。

## 15 道路交通の充実

### 「現状と課題」

広域幹線道路の国道 139 号は、東は富士吉田市方面、西は静岡県に通じています。139 号は、静岡県と富士北麓を結ぶ観光・産業・経済の大動脈であるとともに、富士山一周道路として、観光シーズンは交通量が多くなります。

村内の幹線道路は、国道 139 号から接続する主要地方道富士宮鳴沢線、一般県道鳴沢河口湖線があるほか、富士スバルラインが富士山登山口への道路となっています。

今後は、国道 139 号鳴沢地内の整備や甲府圏域と富士北麓とを結ぶ幹線道路の建設促進について国・県に要望していく必要があります。また、集落内の幅員の狭い道路の拡幅、舗装等、住民の安全を第一に考えた道路整備を検討する必要があります。

### 「主要施策の内容」

#### 広域ネットワーク道路の整備

振興課

総合的、広域的な地域開発を促進する基盤として甲府圏域と富士北麓とを結ぶ幹線道路の建設事業の促進に関する陳情、請願を行い、若彦トンネルから国道 139 号へ接続するための路線整備促進を図ります。

#### 村道の計画的な整備

振興課

道路の利用状況、利便性及び住民や各種団体からの要望を考慮しながら、必要性の高い路線の道路整備を行います。

#### 道路環境の整備

企画課/振興課

道路利用に際しての不具合・危険箇所等について、国土交通省、山梨県、富士吉田警察署、山梨県公安委員会等に改善要望をします。

#### 雨水・排水対策の充実

振興課

必要な箇所に側溝・浸透枳の設置および維持管理を行い、道路の排水機能の向上に努めます。

## バス路線の維持及び新たな公共交通の検討

## 企画課

周辺市町村と連携し、学生・高齢者の生活の足である生活バス路線や周遊バスの運行が維持できるよう支援します。

また、地域のニーズに沿った新たな公共交通の導入について調査・検討していきます。

## 国道 139 号鳴沢地内の整備促進

## 振興課

国道 139 号の増加する交通量の緩和と精進湖・本栖湖・静岡県との文化及び観光交流による地域活性化、また災害時における避難・輸送道路としての役割を確保するため、国土交通省並びに関係各方面に請願、陳情を行い、国道 139 号鳴沢地内道路整備促進期成同盟会を中心として、国道 139 号鳴沢地内の整備促進を図ります。

## 第2章 鳴沢村らしさが光るにぎわいのある村づくり 【産業分野】

### 1 農業の振興

#### 「現状と課題」

村の気候や、都心から近い立地条件を活かし、キャベツやとうもろこし等の高原野菜を生産しています。また、ブルーベリー等の果樹やビオラ等の花き栽培等、新たな作物の栽培により、遊休農地の解消に努めてきました。

しかし、農業従事者の高齢化や兼業農家の増加等、経営耕地面積は年々減少し、担い手の不足という点で大きな課題となっています。

村の農業を振興し、農家の安定的な収入の確保のためには、地域の伝統野菜である鳴沢菜の保護を推進するとともに、農産物の安定生産や高付加価値化、認定農家への農地集積、地区営農組織の育成等を推進する必要があります。

#### 「主要施策の内容」

##### 農地の保全と活用

##### 振興課

有害鳥獣防除設備を利用した農作物被害抑制を促進し、遊休農地の減少と優良農地の保全に努めます。また、土地利用調整を実施し、意欲ある農業者に農地が利用集積するよう、流動化を促し、農地中間管理機構制度の利用を推進します。

##### 農業者支援

##### 振興課

各種農業補助や助成を行い、農業者への支援を継続します。また、認定農業者や新規就農者など意欲的な農業者に対し、農業協同組合、県農業農村支援課等との支援体制の整備・充実を図り、様々な取り組みに対しての支援に努めます。

##### 農業生産の安定

##### 振興課

地域に適した作付けや新品種の導入を検討し、生産技術の向上や安定した生産が可能となるような支援体制を強化します。

##### 環境保全型農業の推進

##### 振興課

安全性の高い農産物を生産するため、農薬や農業廃材の適正処理、農薬使用の適正化、産地イメージの向上に努めます。また、堆肥の補助を実施し土壌づくりを支援します。

### 農産物加工の促進

振興課

現在あるおやき、まんじゅう、漬け物、切干芋、ジャムなどの加工農産物の販売促進を行いながら、地域特性を活かした新たな特産品の商品化を推進します。

### 農業と観光との連携 <<新規>>

振興課

県や関係機関等の協力を得て、付加価値の高い果物や農産物の開発を推進します。また、村産農産物を加工し、道の駅でアンテナショップを行うなど、農産物の六次産業化を推進します。

### 農業体験の推進

振興課

農業協同組合や保育所、小学校等と連携し、住民が農業とふれあう機会や子どもたちが農業を体験する機会を積極的に推進します。

### 地産地消の推進

振興課

村で生産した農産物を村内で消費する地産地消を積極的に推進します。

### 中山間地域総合整備事業の推進

振興課

事業内容を十分に検討し、計画的に事業を進め農業の省力化と農業生産の安定向上に努めます。

### 農道の維持管理

振興課

整備された農道を効率的に維持管理します。

## 2 林業の振興

### 「現状と課題」

村の森林面積は、7,764ha となっており、県有林が 6,724 ha、民有林が 1,040 ha となっています。人工林率は 45%で、ほとんどが間伐保育を必要としています。林家数が年々減少していきながら、県、森林所有者、富士北麓森林組合等と連携し、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、木材流通・加工体制の整備等、総合的に推進しなければなりません。

鳴沢村の森林は、住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、広葉樹が林立する天然樹林帯等、様々な特徴をもった林分構成になっています。これらの特長を活かし、木材生産機能だけではなく、自然学習や体験学習の場としての利用等、新たな活用法を検討していくことが課題となります。

### 「主要施策の内容」

#### 林道の維持管理

振興課

整備された林道を効率的に維持管理します。

#### 森林施業の推進

振興課

合理的林業経営、林業生産活動の促進、林業就業者の雇用の安定を図るため、施業の共同化・協業化を促進し、適正な施業の推進に努めます。

#### 林業労働者・後継者の育成

振興課

労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の受け入れ、福祉の向上等により魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力の確保に努めます。

#### 森林の総合利用の推進

振興課

森林空間を自然学校や体験学習、憩いの場として活用できるよう検討し、子どもから大人まであらゆる年齢階層の人々が集い、やすらぎ、学べる場の創出に努めます。

#### 間伐材等の利用推進 **「新規」**

振興課

国・県と連携して、木質バイオマス燃料や集成材の利用推進に努めます。

### 3 工業の振興

#### 「現状と課題」

平成 21 年の工業統計によると、村には製造業事業所（4 人以上の事業所）が 19 事業所あり、従業者数は 952 人、製造品出荷額は約 270 億円となっています。従業者数は増加していますが、出荷額は年々減少傾向にあります。今後は一層の経営改善を推進していく必要があります。

また、村の財政基盤の強化のため、企業誘致を積極的に進め、就業者の快適な環境をつくり、村内への定着を促していく必要があります。

#### 「主要施策の内容」

##### 企業誘致の推進

企画課

企業誘致の推進を図るため、山梨県、河口湖商工会と連携して村の情報発信を積極的に行い、住民の雇用の確保等に努めます。

##### 交流と連携の推進

企画課

新しい地場産業の開発のために、産学官連携による共同開発、共同研究を目指します。

## 4 商業の振興

### 「現状と課題」

村の商業は、集客規模が小さいことや隣接する富士河口湖町や富士吉田市に商業集積があることから、商業拠点形成されておらず、国道沿いと集落内の小売店が商業を担っています。

商業統計調査結果報告によると、卸売業・小売業では、平成6年以降、商店数は30～35軒の間で増減を繰り返していますが、年間商品販売額は減少の一途をたどっています。

小売業では、富士河口湖町や富士吉田市への大型店の進出や国道沿いへのコンビニエンスストアの進出により、購買力の村外への流出が起きています。住民生活の利便性を考える上でも商業の振興は重要な課題となっています。

### 「主要施策の内容」

#### 商工会による指導活動等の支援

企画課

河口湖商工会による事業者への指導・育成活動を促進支援します。

#### 融資制度活用促進

企画課

河口湖商工会と連携を取り、融資制度の周知徹底を図り制度の利用促進を図ります。

#### 販売と広報活動の推進

企画課

イベントや観光行事と合わせ、販売や広報活動を推進します。

## 5 観光業の振興

### 「現状と課題」

村には、「なるさわクリエーションパーク」を観光拠点に、特別天然記念物である溶岩樹型、氷穴、東海自然歩道、御庭・奥庭周辺のハイキングコース、野菜狩り・ブルーベリー狩り等自然を活かした観光資源や、ゴルフ場、スキー場、アスレチック施設等のスポーツ・レクリエーションを楽しむ施設、温泉施設等、様々な観光施設があります。

村のイベントでは、春の鳴沢つつじ祭りから夏のなるさわ収穫祭、秋の鳴沢村農業協同組合による農業祭り等が開かれ、例年多くの観光客でにぎわっています。また、本村への来訪者をみると、山梨県内をはじめ、静岡県、神奈川県、東京都等の近隣都県から多くの観光客が訪れています。

現在の観光客の要望としては、富士五湖地域全体での観光が求められています。「何回訪れても楽しい富士北麓」を目指し、富士北麓地域のモデルコースの活用等、周辺市町村と連携した観光施策を展開していくとともに、その中でも村の特性を最大限に活かした観光振興策を展開する必要があります。

### 「主要施策の内容」

#### 観光地の整備

#### 企画課

村内観光施設等の看板や階段の修復、樹木の間伐、トイレの設置、駐車場の整備等国・県と連携を取りながら、利用者の立場に立った観光地の整備を計画的に進めます。

世界遺産「富士山」をはじめとする、村の豊かな自然や、文化財、道の駅などの観光資源を最大限に有効活用することで、より多くの観光客を呼び込みます。

道の駅から魔王天神社を経由して、三湖台への登山道の整備と除間伐を行います。

国の特別天然記念物「鳴沢の溶岩樹型群」の整備と除間伐を行い、村の新しい観光スポットとして開発します。

近年増加している外国人観光客のさらなる誘客に向けて、多言語対応など外国人観光客の受入環境の整備を推進します。

#### 「なるさわクリエーションパーク」施設の有効活用

#### 企画課

観光の拠点である、「なるさわクリエーションパーク」施設について、訪れる観光客の立場に立った施設の充実・整備を計画的に進めます。

### モデルコースの活用

企画課

富士北麓周辺市町村と連携し、観光施設利用からエコツーリズムまで網羅した富士五湖地域全体の観光モデルコースやパンフレット等をホームページでPRしていきます。

### エコツーリズムの拡大

企画課

村の自然、景観、歴史等地域の特色ある資源を利用したエコツーリズムを積極的に推進し、エコツアーコースの策定、また、住民・観光客への自然環境保護を訴えます。

### 特産品の開発支援

企画課/振興課

頑張る農業者や農業者団体等の特産品開発を応援し、鳴沢村産野菜等のブランド化を推進します。

### 観光案内の充実

企画課

観光客の利便性と観光地の情報提供・魅力向上を図るため、観光の窓口でもある道の駅なるさわインフォメーションの充実を図ります。

### もてなす心づくり

企画課

観光事業所から販売店店員まで、来村していただいた観光客に対しての「おもてなしの対応」について、レベルアップする機会の情報提供・講習会への積極的な参加等を推進します。

### 住民主導の観光振興

企画課

住民が積極的に各種事業を提案、展開していけるように、事業の実施における行政の関わり方や在り方等を研究・見直しを行い、住民の参加する機会を増やします。

また、地域の活性化に向けて、住民公募型での観光イベント等の実施や観光イベント実施団体への支援を行います。

### 観光情報発信機能の強化 <<新規>>

企画課

観光案内のウェブサイトの内容の充実やスマートフォン用のアプリの開発により、村の観光情報発信機能を強化します。

また、新たな特産品の開発支援や観光スポットを発掘・開発することにより、観光振興を図り交流人口を拡大していきます

## 6 就業機会・勤労者福祉の充実

### 「現状と課題」

山梨県の有効求人倍率は、平成 27 年度は 1.00 倍で近年では増加しているものの、全国平均（1.23 倍）と比べると低い倍率となっています。いまだに続く景気低迷の中で、失業率、新卒者就職率が年々悪化しているのが現状です。

村では、公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、情報の収集、提供、相談等を行っています。今後、さらに充実させ、雇用の安定を図る仕組みを進めていく必要があります。また、就労に必要な知識や技術を習得するための情報提供等で、能力向上を支援していくことが求められます。

### 「主要施策の内容」

#### 就業の機会の充実

企画課

公共職業安定所や周辺市町村との連携を図りながら、就労情報や講座等の情報を収集・掲載し、相談機会を充実させる事で、雇用の拡大に努めます。

#### 人材育成制度の活用

企画課/振興課

農業・商工業に関わる各種人材の育成制度の活用により、学習・交流・研修等の機会を提供し、担い手の育成を図ります。

#### 指導体制の充実

企画課/振興課

農業協同組合、商工会への情報提供、苦情についての指導、事業への積極的な参画等の交流活動を活発に行います。

#### 企業誘致等による雇用の創出 <<新規>>

企画課

雇用環境に対する実効性・即効性の高い企業誘致の実現を目指すとともに、首都圏に近接する立地と自然環境の豊かさを生かしたサテライトオフィスの開設を推進することで、村内の雇用環境を改善します。

#### 創業・起業の支援

企画課

「創業支援事業計画」に基づき、商工会や地元金融機関等の創業支援事業者と連携して、新たに事業を起こそうとしている起業家への様々な創業支援を実施します。

## 第3章 子どもからお年寄りまでみんなが生き活きと笑顔で暮らせる村づくり

### 【福祉保健分野】

## 1 健康づくりの推進

### «現状と課題»

村では、「たっしやで長生き 健康長寿の村づくり」を目的に活動を進めてきました。子どもから高齢者までの一貫した健康づくりが基本となっていますが、村全体への意識づけには到達しておらず、健康寿命の延伸につながる生活習慣病予防・介護予防への継続した取り組みや、保健・医療・福祉・教育の各機関と地域組織が連携強化によって、健康づくりの意識向上に努めることが必要となります。

このような取り組みの中、様々な法律改正により、健診をはじめ事業の実施方法が短期間に変更され、業務量が増加し事務的にも技術的にも、村の特性が活かせない状況が生じていますが、小規模ならではのきめ細やかさを残し、住民参加のもとでそれぞれのライフステージに応じた保健事業を実施します。

### «主要施策の内容»

#### 健康増進と健康づくりの意識高揚

#### 福祉保健課

健康増進のための事業の企画や運営、広報活動、啓発事業を充実させ、住民の健康意識高揚を図ります。また、保健センター等の施設を利用し、働き盛りの世代や、その家族が積極的に参加できる健康づくり事業を実施します。中高齢者に対しては、寝たきり防止や認知症予防に関する事業を推進し、要介護者を増やさない取り組みに努めます。

#### 感染症対策

#### 福祉保健課

結核をはじめ、食中毒・SARS（重症急性呼吸器症候群）・新型インフルエンザ・エイズ等感染症に対する知識の普及を図るとともに、流行状況に合わせて対応を検討していきます。予防接種については、受けやすい体制づくりと接種率向上のため時期を追った指導を行います。また、高校生以下のインフルエンザ接種費用と流行性耳下腺炎の接種費用の補助を継続します。

#### 精神保健福祉の推進

#### 福祉保健課

うつ病等精神疾患に関する知識を住民に広く啓発し、病気に対する理解を得るとともに、声かけや関わり方についての情報提供を推進します。また、精神疾患等による自殺を防止するための見守り事業や相談支援の充実を図ります。

### 地区組織の育成

### 福祉保健課

健康づくり推進協議会、母子愛育会、食生活改善推進員会、各種ボランティアへの支援を行い、団体同士の連携強化、リーダーの育成に努め、自主的活動への支援を推進します。

### 専門職員の資質向上

### 福祉保健課

法律改正に伴う専門職の設置の義務化、保健事業の増加に伴い、円滑に事業を実施するため、専門職員の能力向上に努めます。

### 地域包括ケアシステムの構築 <<新規>>

### 福祉保健課

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に努めます。

### いきやりの湯の活用及び維持・管理

### 企画課

住民のための福祉厚生施設であるいきやりの湯を、コミュニケーションの場や健康増進の場として活用し、長く安心してご利用いただけるよう維持・管理に努めます。

### 健診等の充実

### 福祉保健課

疾病の予防、早期発見・早期治療のために、39 歳以下の住民基本健診や各種がん検診を行います。また、結果に応じた指導や、健康教室を行い、住民が自分自身で生活を見直し、健康管理ができるよう支援します。

## 2 医療サービスの充実

### 「現状と課題」

村内には、歯科医院が1箇所、接骨院が1箇所ありますが、一般の医療機関はないため、近隣の富士河口湖町、富士吉田市の医療機関が利用されています。

住民意識調査の結果から、消防・救急体制の整備や医療サービスの充実の重要度が高くなっています。

今後、高齢化が進み、自力で医療機関まで通うことが困難になる住民が増加することが見込まれるため、身近な地域で、必要な時に医療を受けられる地域医療体制の確立が必要です。

また、休日や夜間の救急医療については、広域圏内の富士五湖地区医療協議会により、1次、2次医療の確保が図られていますが、災害時の医療確保に向けた充実が必要です。

### 「主要施策の内容」

#### 医療費助成の充実

#### 福祉保健課

早期発見、早期治療のための経済的確保や安心して子育てができるように子ども医療費助成の充実を図ります。

#### 少子化支援に向けた取り組み <<新規>>

#### 福祉保健課

不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の推進を図るため、高額な医療費のかかる不妊治療を支援します。

#### 開業医の誘致に向けた取り組み <<新規>>

#### 福祉保健課/企画課

地域の医療体制の充実や在宅医療の推進等の施策として、開業医（診療所・クリニック等）の誘致に向けた取り組みを推進します。

#### 医療機関・救急医療体制の充実

#### 福祉保健課

圏域内における中核病院及び周辺市町村との連携によって、住民の受診が円滑に行えるような支援を行うとともに、救急医療体制の強化を図ります。

震度 6 弱以上の地震が発生したとき、山梨県が災害対策本部、地震災害警戒本部及び山梨県医療救護対策本部を設置します。鳴沢村近隣では、富士吉田市立病院が地域災害拠点病院、山梨赤十字病院が、災害支援病院に指定されています。村では、医療救護所や災害時要援護者に配慮した福祉避難所の設置を行います。

### 3 地域福祉の推進

#### 「現状と課題」

少子化や高齢化、家族形態の変化、地域では従来のような近所付き合いが少なくなり、人間関係は希薄になりつつあると言われており、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。援護を必要とする人たちが、できる限り家族や地域で安心して暮らせるよう、住民が互いに支え合って人と人のつながりを重視する地域社会をつくっていくことが必要です。

村では、近隣相互の助け合いは比較的活発に行われていますが、住民一人ひとりが福祉を身近なものとして捉え、福祉の担い手であり受け手であるという認識のもとに、福祉活動への参加を推進することが必要です。

社会福祉協議会、自治会、民生委員、ボランティア団体等関係機関の連携により、村の地域特性を活かした福祉活動を推進していくことや、いかに進んで参加してもらえるかが、今後の課題となります。

#### 「主要施策の内容」

##### 福祉意識の啓発

##### 福祉保健課

社会福祉協議会と連携し、広報等で高齢者、障害のある人とのふれあい行事等推進を図り、福祉意識の啓発に努めます。

##### 社会福祉協議会との連携

##### 福祉保健課

地域福祉活動の中核組織として、人材の確保、財政基盤の強化等社会福祉協議会への支援を強化し、充実を図ります。

##### 地域福祉計画の見直し・推進

##### 福祉保健課

総合的な福祉政策の推進のために、地域福祉計画の見直しを定期的に行い、計画に沿った事業を推進していきます。

##### 住民による地域福祉活動の推進

##### 福祉保健課

住民をはじめ、自治会、民生委員、青少年育成会、愛育会、お達者クラブ、NPO、ボランティア団体等へ福祉について学ぶ機会を提供し、地域団体と住民が相互に協力し、福祉活動の連携を検討します。また、手話グループ、ボランティア育成を行っていきます。

## 4 国民健康保険制度の推進

### 「現状と課題」

国民健康保険制度は、住民が健康で安心して暮らすための重要な制度です。

平成 30 年度には、山梨県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることになりました。

平成 27 年度の国民健康保険の加入状況についてみると加入世帯率が 46.3%、加入人口率が 31.9%となっており、近年は減少傾向となっています。

国民健康保険の財政運営については、高齢化や医療費の増加などにより財政状況は厳しくなっており、保険税未納者に対しては、個別訪問や電話による督促の強化を行うなど、財政の健全運営を継続していく必要があります。

平成 20 年度から特定健康診査・特定保健指導の実施が保険者に義務付けられました。村では、春 2 日、秋 1 日、住民を対象に集団健診を実施しています。年に 1 度は、健診や人間ドックを受診するように勧め、きめ細かい健診をすることにより、疾病の早期発見・早期治療に努め医療費の増加を抑制する必要があります。未受診者対策として、健診未受診者に受診勧奨の葉書を年 1 回送付や医療機関への情報提供の依頼をしています。

### 「主要施策の内容」

#### 国民健康保険制度の健全運営

#### 住民課

国民健康保険制度の周知徹底を図り、未納者を解消するために、分納制度導入による期間限定の保険証の発行を継続的に実施し、預金調査など徴収対策を強化していきます。

また、医療費の適正化のために、積極的な健診受診を勧め、生活習慣病の前ぶれのメタボリックシンドロームの早期発見・早期治療の徹底を目指します。さらに、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及啓発を推進します。

#### 特定健康診査等実施計画の見直し・推進

#### 住民課/福祉保健課

国保被保険者の生活習慣病予備軍を減少させるために、福祉保健課衛生担当・保健師・栄養士と連携して保健指導（健診結果説明会）と健康教育を充実させ、特定健康診査等実施計画で数値目標を設定し、計画を推進していきます。

## データヘルス計画の推進 <<新規>>

### 住民課/福祉保健課

レセプトや健診情報等を活用したデータ分析を行い、保健事業を効果的・効率的に実施することを目指します。

データヘルス計画の基本的な考え方である「PDCAサイクル※」に基づいて各事業の評価を行い、その見直しや改善を経てさらに効果的・効率的な保険事業を実施していきます。

※PDCAサイクル：典型的なマネジメントサイクルの1つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことで、業務をどんどん改善していく手法。

## 5 介護保険制度の充実

### 「現状と課題」

介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた村で、本人や介護する家族が安心して暮らせるよう、社会全体で支え合う大切な制度です。制度の安定的な運営を行い、持続可能性を高めるため、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、費用負担の公平化を図る必要があります。

3年ごとに見直しの介護保険事業計画における各種の施策やサービス見込み量、介護保険料などを設定するため、利用状況を分析するとともに、制度改正に伴うサービス等の検討を行い、計画を策定しています。今後も国の動向を注視しながら、計画の進捗状況を確認し、適切な制度の管理・運営を行う必要があります。

高齢者が、できる限り介護が必要な状態にならないよう、高齢者の心身の状態を維持・改善できるような介護予防事業の推進を図る必要があります。地域包括支援センターを拠点にして、地域でいきいきとした生活を送れるよう、高齢者ができないことを介助するだけでなく、高齢者本人のできることを増やしていくような施策の展開が求められています。

### 「主要施策の内容」

#### 介護保険制度の推進

#### 福祉保健課

介護保険制度の安定的な運営とサービスの質の向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険サービスの充実に取り組みます。

介護保険事業計画に基づき、世帯非課税低所得者の保険料軽減を行うなど、利用者負担の見直しを適切に行います。

#### 地域包括支援センター機能の充実

#### 福祉保健課

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）、包括的支援事業を実施し、要介護高齢者の増加を防ぎ、元気な高齢者の機能維持を支援します。

## 6 後期高齢者医療制度の推進

### 「現状と課題」

平成 20 年度から、老人保健制度が廃止され、75 歳以上の高齢者を対象に新たに後期高齢者医療制度が創設されました。75 歳以上（65～74 歳の障害認定者を含む）の保険料徴収が始まり、山梨県内すべての市町村が加入した広域連合で運営されています。

被保険者の増加に伴い、医療費も増加傾向にあります。医療費の増加を抑制するためには、自らの健康状態を確認することによって、生活習慣病の発見の遅れや重症化を防ぐとともに、適切な療養の維持、生活の質の確保が重要になります。

村では、特定健康診査・特定保健指導として、年に 2 回、春と秋に集団検診を実施しています。また、運動機能や認知機能の低下防止等に向けた生活習慣の見直しに重点を置いた保健事業を推進しています。

### 「主要施策の内容」

#### 後期高齢者医療制度の推進

住民課

後期高齢者医療制度の周知徹底を図り、関係機関との連携により後期高齢者医療制度に関する相談、情報提供の推進を図ります。

#### データヘルス計画（山梨県後期高齢者広域連合策定）の推進 <<新規>>

住民課/福祉保健課

医療費の増加を抑制するために、山梨県後期高齢者広域連合の策定したデータヘルス計画を推進します。

## 7 国民年金制度の推進

### 「現状と課題」

国民年金制度は、老後の生活を支える重要な制度です。しかし、近年の急速な少子高齢化や経済の低成長等、制度が前提としていた社会条件が大きく変化しています。

今後は、年金制度に対する住民の理解や口座振替及びクレジット納付の紹介を行うなどして保険料の未納をなくし、国民年金の安定的な運営に努めることが求められています。

### 「主要施策の内容」

#### 国民年金制度の推進

#### 福祉保健課

国民年金制度への理解と加入促進を図るため、国民年金機構大月年金事務所と連携し広報やホームページ等を利用して制度の趣旨普及を充実させ、未納者・無年金者の解消に努めます。

## 8 生活の安定

### 「現状と課題」

近年の結婚、家族についての価値観の変化等を背景に、全国的にみると母子世帯、父子世帯が増加しています。村でも、世帯数は多くありませんが、増加傾向にあります。経済的な援助をはじめ、生活環境の向上や精神的な安定も必要になります。

民生委員による実情の把握と訪問相談を継続し、支援の対象となる世帯が安定した生活を送れるよう、実態を的確に把握し、支援していく必要があります。

### 「主要施策の内容」

#### 生活相談の充実

#### 福祉保健課

毎月 20 日の心配事相談の開催案内を広報等で周知し、利用を促進します。また、民生委員と連携し、事案解決に努めていきます。

毎月 20 日に弁護士による無料法律相談を行い、生活の安定に繋げていきます。

#### 援護の充実

#### 福祉保健課

母子・父子家庭には、母子・父子等福祉資金貸付制度の活用や医療費の助成事業等、各種援護事業を推進します。

低所得者については、民生委員との連携により実態を把握し、利用可能な減免や給付制度のサービス提供に努めます。

## 9 子育て支援の充実

### 「現状と課題」

鳴沢村の合計特殊出生率は 1.46（平成 20～24 年）で、全国（1.38）や山梨県（1.45）の水準は上回ってはいるものの、現状の水準のままでは今後確実に人口は減り、より少子高齢化が進行することになります。

総合戦略策定時の若年層のアンケートでは、既婚者が理想とする子どもの平均人数は 2.54 人、結婚を希望している未婚者では 2.34 人となっており、現状の合計特殊出生率との間には大きな差があります。子育て世代の希望を満たし、より多くの家庭で、子どもを産み、育てることができるような、子育て支援が必要です。

また一方で、核家族や共働き家庭が増え、仕事と子育ての両立が課題となっています。また、親子でふれあう時間が減り、親中心の生活リズムが優先し、子どもとの接し方、遊び方、叱り方がわからないというケースも増えてきました。

これらに対し、乳幼児の時期から、保育所・学校等へと年代を追って関係者が継続的にかかわることで保育所の充実を含めた子どもを産み育てることの出来る環境づくりや、増加している発達障害や虐待等の早期発見・早期療育が必要となります。個別支援はもとより、経済的支援、自主組織への支援等子育てに関わる支援を柔軟に検討します。

母子の健康管理については、妊婦一般健康診査受診票の利用を勧め、乳幼児健康診査を定期的に実施し、疾病等の早期発見・早期治療に繋げていきます。

### 「主要施策の内容」

#### 子育て世代包括支援センター設置と運営の推進 「新規」

福祉保健課

親としての自信と責任が持てる子育て支援を念頭に、各種教室や健診の充実を図るとともに、親同士の情報交換や交流の場を提供し、子育てグループを支援します。

#### 要保護児童対策

福祉保健課/住民課/教育委員会

発達障害、身体的・心理的虐待、養育放棄等の可能性や実態があるケースに対し、関係者と連携を図り実務者会議、要保護児童対策地域協議会等で情報の共有、役割分担を行うことで、地域での協力体制を作ります。

### 経済的負担の軽減

住民課

現在行政で実施している助成制度の充実に努めます。また、必要性に応じて住民の要望に沿うような負担軽減制度の検討に努め、子育てしやすい環境を創出します。

### 地域ぐるみの育成活動の推進

福祉保健課

教育行政と連携し、子育てボランティア等自主組織の育成、活動支援を図り、児童の健全な育成が地域ぐるみで進められるように努めます。

### 放課後児童クラブの充実 <<新規>>

教育委員会

両親の共働き等により、日中一人になる児童のために、総合センター（遊学館）において放課後児童クラブを実施しています。今後も、地域の要望や実情、ニーズに応じて遊学館のさらなる充実に努めます。

### 保育所の充実

住民課

未満児保育や延長保育・管外保育等、保育内容の充実に努め、必要に応じた人員配置を行い保育士能力向上を支援します。

### 早期療育支援体制の整備

福祉保健課

自閉症スペクトラム、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等、発達上の障害の可能性のある子どもを早期発見する仕組みづくりや、専門家による相談の機会の提供、一人ひとりに合わせた早期療育体制整備に努めます。

### 保護者に向けた親力向上の取り組み <<新規>>

福祉保健課/住民課/教育委員会

保護者を中心として行われる育成会等のプログラムを通じて、地域との連携を深め、保護者の親力向上に向けた取り組みに努めます。

### 3世代同居の推進・支援 <<新規>>

企画課 / 福祉保健課/住民課/教育委員会

親世代の育児・介護負担の軽減、祖父母世代が孫と関わることで生きがいづくり、孫世代への文化の継承や生活の知恵伝授など、世代間で支え合うことができるよう、3世代同居の推進に努めます。

世代を超えて、地域に愛着を持つことができるよう、小学校での「ポプラッ子まつり」や「よもぎ団子づくり」等の行事の機会を活用し、祖父母との交流を推進します。

## 10 高齢者福祉の推進

### 「現状と課題」

本村の高齢化率は年々上昇しており、全国・山梨県と比較すると、65 歳以上の高齢者人口の比率は、概ね全国・山梨県を上回る水準で推移し、その割合が高くなる傾向が続いています。

高齢化に伴い、介護認定者や認知症患者、障害のある方の増加、ひとり暮らしなどの高齢者のみの世帯の増加など、支援を必要とする人の増加もみられます。また、介護と医療の両方を必要とする方がさらに増加することも予想されており、介護と医療の連携などの早急な対応も望まれているところです。

平成 37 年には、団塊の世代が全員、後期高齢者（75 歳以上）となり、今よりも深刻な高齢化が予想されていることから、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康に暮らすことができるよう、仕事、学習、スポーツ、地域活動等への参加など、世代間交流を通じた生きがいがづくりを進めていくことが必要です。

また、介護保険サービスや各種保健福祉サービス等を通して、認知症予防、介護予防に努め、高齢者の暮らしやすい環境づくりが重要になります。

### 「主要施策の内容」

#### 高齢者福祉計画の見直し・推進

#### 福祉保健課

高齢者福祉計画の見直しを定期的に行い、住民一人ひとりが福祉の担い手となるよう、計画に沿って施策を推進していきます。

#### 介護予防・生活支援サービスの推進

#### 福祉保健課

社会福祉協議会と連携し、小学生とのふれあい学級、ふれあいグラウンドゴルフ大会、歩け歩け大会の開催等、世代間交流を用いた生きがいがづくりに関連する事業を数多く展開し、事業の周知に努めます。

社会福祉協議会と連携し、健康増進や高齢者同士のふれあいの機会を設けます。

「たっしやになるなるカード」を発行し、各種健康づくりイベント参加者に対してポイントスタンプを捺印、賞品を贈呈し、参加意欲を高めます。

敬老会により高齢者の健康増進と生きがいがづくりや社会参加等を促し高齢者の生活意欲を高めます。

また、外出支援車による、受診等の外出困難者の支援を継続します。

## 高齢者の安全対策

福祉保健課

高齢者の緊急時の安全対策として、緊急通報システムの周知徹底を図るとともに、必要な一人暮らし高齢者世帯には、順次システムの導入を進めていきます。

## ボランティアの養成

福祉保健課

社会福祉協議会で開催する事業に、ボランティアが参加する機会を充実させるとともに、主体的に活動できるボランティアの育成に努めます。

## 11 障害福祉の推進

### 「現状と課題」

平成 28 年度の障害者手帳の交付状況をみると、「身体障害者手帳」が 104 件、「療育手帳」が 24 件、「精神障害者保健福祉手帳」が 20 件、障害者手帳所持率（総人口比）は、4.66%となっています。平成 21 年度以降の推移をみると、「身体障害者手帳」は減少傾向、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」は横ばい傾向にあります。

国では、平成 30 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、略称：障害者総合支援法）」を改正し、新たな地域生活の展開、障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応、質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備を行います。

村では、関係機関や団体と連携し、障害のある人の立場に立った生活支援サービスの充実、生活環境の整備、社会参加機会の充実等障害福祉を推進していくことが求められています。

### 「主要施策の内容」

#### 障害者自立支援体制の整備・推進

#### 福祉保健課

関係機関と連携し、障害のある人に関する情報を共有することによって、障害のある人に適した制度やサービスを利用できる支援体制を整備します。また、近隣市町村と富士北麓障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援の充実を図ります。

福祉サービスについては、広報等を利用して普及啓発活動を行い、サービス利用による障害のある人の自立支援を促します。また障害に関する知識を住民に広く啓発し、理解を得るように努めます。

#### 就労機会の拡大

#### 福祉保健課

公共職業安定所との連携により、雇用機会の拡大に努めるとともに、民間事業所の障害に対する理解を深めるような啓発を行います。

#### 交流活動の推進

#### 福祉保健課

障害福祉会の活動支援を図り、スポーツや文化活動等の交流活動を推進し、障害に対する住民の理解を深めます。

#### 障害のある人に対する医療費助成の充実

#### 福祉保健課

障害のある人の医療費を助成することによって、経済的負担を軽減するとともに、医療による障害の軽減・改善を図ります。

## 第4章 自ら学び自ら参加する鳴沢文化が息づく村づくり 【教育分野】

### 1 学校教育の充実

#### 「現状と課題」

村内には、鳴沢村立鳴沢小学校があり、校内にはコンピューター教室、体育館、屋内プール等、校舎屋根には太陽光パネル（19.8 kW）を設置しています。また、公立中学校は、富士河口湖町にある組合立河口湖南中学校へスクールバスで通学しています。

鳴沢小学校の特色として、20年間継続している外国人講師による英語指導や、パソコンや電子黒板を活用した情報教育の推進、資源ごみの回収や村内のごみ拾い、特別養護老人ホームへの慰問等、環境教育や福祉教育の充実を図っています。

豊かな学校生活を創造していく上で、学校行事や体験重視の学習活動を進め、文化・自然との出会い、社会体験・自然体験・生活体験等を通して感性や態度を育成していくことが必要です。そのためには、学校だけではなく、家族・地域と連携した教育が求められています。また、次代の鳴沢村を背負っていく世代を育むためには、子どもたちが確かな判断力と豊かな心を育むことができる環境づくりを推進していく必要があります。

さらに、防災についての重要性を学び、どんな場所で災害が起きても、児童が対応できるよう防災教育や訓練等を行っていきます。

また、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童が、同じ場でともに学べる環境を実現するためには、教職員の質の向上に努めるとともに、児童一人ひとりに対応した教育的ニーズにこたえる指導を提供できる多様で柔軟な体制を整備していく必要があります。

#### 「主要施策の内容」

##### 思いやりの心の育成

##### 教育委員会

特別支援学校との交流により、児童に思いやりの心が身に付く教育や活動を充実させます。

##### 福祉教育・環境教育等の充実

##### 教育委員会

リサイクルごみの回収、村内のごみ拾い等地域の中で実際に活動することや、特別養護老人ホームへの慰問や福祉講話の実施等を通して、奉仕する心・福祉の心・環境を大切にすること・村を大切に思う心を育成します。また、校舎に設置した太陽光パネルを通じて、身近に感じる環境教育を充実させます。

さらに、災害時に備え、防災の重要性について学び、訓練等を実践していきます。

### 国際理解教育の推進

教育委員会

外国人講師や地域住民を活用し、外国語教育の充実や国際理解教育の一層の推進を図り、国際的視野を持つ人材の育成に努めます。

### 情報活用能力の育成

教育委員会

コンピューター教室を活用し、最新情報機器に関する知識を高めるとともに、自分に必要な情報を選択できる能力、得た情報を活用する能力の育成に努めます。

### 健康教育の充実

教育委員会

健康診断、健康相談等学校保健活動の充実を図り、地域の農産物を積極的に取り入れた給食の実施や食育を推進し、児童の健康の保持・増進に努めます。

### 特別支援教育の実施

教育委員会

県総合教育センター、こころの発達総合支援センター・県立特別支援諸学校、児童相談所、保護者と連携し、障害に合わせた相談指導の充実に努めます。障害のある児童一人ひとりに対し、適切な教育的支援を行います。特別支援教育実施に当たり、人的物的な条件整備を行います。

### 学校施設の整備

教育委員会

充実した学校教育環境の維持・整備に努めていきます。

### 教職員研修の充実

教育委員会

情熱と意欲にあふれた教職員の確保と研修機会の充実を図り、教職員の質を高めます。

### 開かれた学校づくり

教育委員会

学校評議員会を開催し、学校、家庭、地域における役割を明確化し、村全体で一体的な教育体制を推進します。

### 安全・安心な学校づくり

教育委員会

保護者パトロール活動を支援し、村ぐるみで児童の安全を守る活動を推進します。

## 2 青少年の健全育成の推進

### 「現状と課題」

青少年を取り巻く社会環境の変化は、青少年に対して様々な影響をもたらしています。犯罪の低年齢化や無気力・無関心な青少年が増える等、心の不安定さが問題となっています。地域の青少年に対し、周りの大人が積極的に関わり、コミュニケーションを図るための手段として有効な声かけやあいさつの取り組みを通じて、「地域の子どもは地域みんなで育てる」意識を育む必要があります。

村では、青少年育成会が中心となり、青少年団体の地域活動に努めていますが、行事やイベントについては、青少年の意見や要望を取り入れた活動を実施していくことが必要です。

また、小・中学校の交流が少ないため、地域行事やボランティア活動を通して、児童・生徒の相互の交流機会を充実させることが求められます。

青少年の健全育成において、家庭や家族を取り巻く環境の変化が大きな影響を与えていると言われています。地域が一体となった青少年の健全育成が求められています。

### 「主要施策の内容」

#### 相談活動の推進

教育委員会

民生委員との連携により、相談活動を充実させ、青少年の抱える問題に対応します。

#### 青少年活動の充実

教育委員会

青少年育成会活動やボランティア活動を支援し、自然とふれあう体験学習、自主的なスポーツ・文化活動等、青少年の自主的な活動を促進します。

#### 青少年関係団体の連携強化

教育委員会

青少年育成会やPTA等との組織活動の強化とともに、連携を強化します。

### 3 文化活動の推進

#### 「現状と課題」

村では、文化まつりや芸能祭を年に1回開催し、日ごろの文化活動の成果を発表する場を設けています。カルチャー教室等の開催では、絵画、陶芸、茶道、版画、レザークラフト、琴、囲碁、マーチングバンド等があります。

しかし、参加者が固定化し、新規加入者が減少しています。個人的に活動している人たちを、いかにして参加させていくのかが課題となっています。

また、村には、富士山の誕生と歴史を知る貴重な史跡名勝があります。村の溶岩樹型は国の特別天然記念物であり、世界的に貴重な文化財です。これら村の貴重な自然環境を住民の手によって広報していくことが求められます。指導者の確保という視点では、指導者となりうる人材を広域的に発掘し、関係機関と協力して研修機会を充実させる必要があります。

村内の文化活動の拠点として、フジエポックホールや総合センター、公民館等がありますが、今後も活用し、文化活動の拠点としていく必要があります。

#### 「主要施策の内容」

##### 学級・講座の充実

##### 教育委員会

創作、芸術活動等について学級や講座を拡大し、学級、講座に関する情報提供を充実させ活動への新規加入者を開拓します。また、学習グループの教室開催を支援します。

##### 文化協会の強化

##### 教育委員会

芸術文化の活動グループ・サークルの育成とともに、文化協会への加盟を促進し、組織強化に努めます。

##### 講師やリーダーの発掘・養成

##### 教育委員会

広域的な人材ネットワークの形成や人材発掘を通じて、文化活動の講師やリーダーの養成に努めます。

##### 文化情報の提供

##### 教育委員会

県や周辺市町村と連携して文化情報を提供します。

### 芸術文化活動の発表機会の充実

教育委員会

文化まつりや芸能祭を年 1 回開催し、住民の芸術文化活動の発表の場を充実させます。

### 人材育成

教育委員会

講座や学級の開催を通じて富士山の自然や、村の歴史・文化を調査研究する人材の育成に努め、住民の手により村の自然や文化の重要性を伝承できるように努めます。

## 4 文化財の保護と活用

### 「現状と課題」

村には、富士山の裾野に古くからの史跡や文化財が残されています。住民の保護意識も高く、神社等の清掃、補修等は自治会活動として継続的に実施されています。

指定文化財としては、国指定文化財が富士山をはじめとする6点、県指定文化財は4点、村指定文化財6点があります。文化財の指定はほぼ終え、指定文化財については説明板や案内板等の周辺整備を進めています。天然記念物については、今後も周辺区域と一体となった保護が必要です。

富士山域は富士山世界文化遺産として、平成25年6月に世界遺産登録されました。登録後もその価値を次世代へと継承するため、国や県、周辺市町村と協力し、保存に努めます。

また、村誌編さん作業は、平成6年に「鳴沢村誌第三巻 資料編」を発行し、全戸配布しています。今後は、編さん過程で収集した郷土資料の保管や公開する機会を設けることが重要であり、住民が文化財に触れ、学べる環境を整えることが求められます。

### 「主要施策の内容」

#### 文化財の保護

教育委員会

文化財保護指導委員による巡視を実施し既存文化財の保護に努めます。

#### 文化財保存体制の充実

教育委員会

鳴沢地区、大田和地区の神楽会の承継や、文化協会郷土史研究部に協力していただき、民具資料の保存に努めます。

#### 無形文化財の継承・育成

教育委員会

なるさわ富士白龍太鼓、白龍子ども太鼓、白龍さわやか太鼓の各団体活動を支援していきます。また、今後は鳴沢の太々神楽や八幡神社神楽の調査研究等を行い、無形文化財の継承・育成に努めます。

#### 郷土学習の充実

教育委員会

子どもから高齢者まで全世代を対象に学校教育や社会教育において、郷土学習の機会を設け、住民の文化財保護意識を啓発します。

## 5 生涯学習の推進

### 「現状と課題」

生涯学習の理念は「自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切にいかすことができる社会の実現」とされています。この実現のためには、住民一人ひとりが生涯を通じて学習することが求められています。

本村では、学習機会として、公民館における社会教育教室を開催するほか、住民の要望に基づいて、出前学級を実施しています。学級・講座の内容は様々ですが、福祉、村づくり、情報処理等、実践的な課題を取り上げた講座の開設等を推進していく必要があります。

生涯学習の場として、遊学館内図書室の充実を求める意見が住民からあがっています。スペースや蔵書数の面で課題がありますが、近隣市町村の図書館や県の図書館との相互貸借の制度を住民に対して周知します。

### 「主要施策の内容」

#### 学習機会の充実

#### 教育委員会

住民の要望を把握し、関係機関との連携により、保健、福祉、環境、村づくり、情報処理等様々な分野における学級・講座の開催を推進し、学習機会の充実を図ります。

#### 学習場所の提供

#### 教育委員会

鳴沢村総合センター、大田和公民館等の公共施設を住民の自主的なグループ活動の場として提供します。

#### 図書館機能の充実

#### 教育委員会

遊学館内図書室の利用を推進するとともに、近隣市町村の図書館、県立図書館の相互貸借を推進していきます。

#### 学習情報の提供

#### 教育委員会

住民への生涯学習情報を提供するために、広報や村のホームページを利用します。

## 6 スポーツ・レクリエーションの推進

### 「現状と課題」

スポーツやレクリエーション活動は、健康の保持・増進、体力向上などあらゆる面で大きな役割を果たすとともに、団体競技やグループ活動など人と人との交流を深め村の活性化につながっています。また、少子高齢化が進む中、生涯にわたり健康な生活を送る上でも、スポーツにはさまざまな効果があることから、それぞれのステージにおいて、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことが重要です。

村では盛んにスポーツ活動が行われており、スポーツ組織の中心である体育協会は、野球、バレー、テニス、ゴルフ等 20 専門部からなっています。一部の専門部では、部員が減少し運営が困難となり、やむなく休部中もありますが、県体育祭り、郡体育祭り、広域住民交流スポーツフェスティバル、県スポーツ・レクリエーション祭をはじめ、種目毎の大会・競技会等へ参加しています。

また、健康づくりの観点から、グラウンドゴルフ大会・歩け歩け大会・各種スポーツ教室などを開催し多くの住民の健康づくりを促進します。

そして、スポーツ・レクリエーションの場として、鳴沢スポーツ広場、鳴沢村武道館、鳴沢村民体育館、屋内テニスコート場等があり、これら施設の利用を促進するために、施設管理運営面での充実を図っていく必要があります

### 「主要施策の内容」

#### 指導者の育成と確保

#### 教育委員会

指導者の育成は、県レベルで開催される研修会、養成講座への参加を促進推奨し、スポーツ少年団員を対象とした、ジュニアリーダー、シニアリーダーの資格取得を奨励します。

また、県教育委員会では県内指導者を対象に、スポーツリーダーバンク制度への登録を行い、インターネット上で種目に応じた身近な指導者検索ができます。

#### 体育協会の組織強化とスポーツ少年団の育成

#### 教育委員会

体育協会で開催している事業の一部を専門部に運営委託し、専門部の活性化を図っていきます。また、児童・生徒のスポーツ少年団への加入を促し、個人の特性を伸ばし、生涯にわたってスポーツを楽しめるような活動を行います。

### 各種スポーツ大会・教室・イベントの充実

教育委員会

住民の健康増進と親睦を図ることを目的とし、各種スポーツ大会・教室を開催します。また、平成 22 年度より村の活性化及び P R を目的に全国各地から参加者を募り「富士・鳴沢紅葉ロードレース大会」を実施しています。さらにスポーツだよりやホームページ等を利用してイベント情報を提供し、県体育祭り、郡体育祭り、広域住民交流スポーツフェスティバル、県スポーツ・レクリエーション祭等への参加を推奨し、参加者同士の交流を促します。

### スポーツ施設の有効活用及び管理運営の改善

教育委員会

施設を利用する個人・団体に定期的な清掃活動や、整備面での協力を依頼し、管理運営面での住民参加を促し、施設の円滑な管理運営と有効活用を図ります。

施設利用の手続きについては、利用者の利便性を考慮し、予約や空き状況が確認できるようなシステムの導入について取り組みます。

## 第5章 みんなが語り合い参加する村づくり 【住民参画分野】

### 1 住民参加の推進

#### 「現状と課題」

住民の要望は世代間によって大きく違っており、村行政の限られた財源と職員数だけでは、多様化する住民要望に対して的確に応えることができません。効果的で効率的な村づくりを推進するとともに行政サービスの水準を引き上げるため、これまでの行政主体の村づくりから住民の役割、行政の役割を明確にし、それぞれの役割と責任により協力し合う仕組みを構築します。

村づくりに住民の参加を促し、住民一人ひとりが自分の地域を自らの奉仕と責任で住みよくできるように行政がサポートしていきます。

今後はより一層、積極的に参加する住民を育成し、自主的な活動へ発展できるよう、若い力の掘り起こし、自治会・ボランティア団体・NPO法人等が活動しやすい環境づくりや活動支援等、行政と連携した協働体制づくりが求められています。

#### 「主要施策の内容」

##### コミュニティイベントの充実

##### 企画課

住民のふるさと意識を高めるために、祭り、フリーマーケット、スポーツ・レクリエーション活動等、住民が主体的に運営するコミュニティイベントの開催を支援します。

##### 広報誌の充実

##### 企画課

広報に掲載する情報を充実させ、わかりやすい情報を提供していきます。またホームページには、即時性のある情報を掲載し、住民の利用しやすい画面づくりに努めます。

村民カレンダーには行事予定を記載することにより、村行事を周知し、住民参加を促します。

##### 広報活動の充実

##### 企画課

防災行政無線および戸別受信機により、行政情報を随時提供していくのと同時に、CATV、FAX・電子メール等による文字での情報提供を行います。

##### 参加機会の拡充

##### 関係各課

住民が参加する計画策定委員会や審議会等開催し、村政に対する住民の意見を聴く機会を設けます。

### 広聴機会の充実

企画課

村のホームページやメールから住民が問い合わせや意見を行うことができるようになっており、住民の意見が反映されるように努めます。

### 主体的な村づくり活動の促進

関係各課

清掃活動や福祉ボランティア活動、防災活動等住民主導の活動を促進します。

住民と行政が一体となった村づくりを進めるため、外部からの意見や人材を活用するとともに、情報公開や多様なメディアを活用した情報提供の充実により、住民と行政との情報の共有化に努めます。

また、社会福祉協議会等と協力して、各種団体等のネットワーク化に努めます。

### 活動リーダーの育成

関係各課

自治会活動や地域防災活動、健康づくり等の地域活動について、研修等への参加を積極的に促し、活動リーダーの育成に努めます。

### 情報公開の促進

総務課

個人情報保護を徹底するとともに、行政文書の整備を図り、公文書の公開と閲覧の円滑化に努めます。

## 2 男女共同参画の推進

### 「現状と課題」

女性の高学歴化、晩婚化、「主夫」等に象徴されるような男女の役割意識の変化等、女性の活躍する場面が多くなりました。しかし、一方でセクシャル・ハラスメントやDV（ドメスティックバイオレンス）等人権を侵害した行為や、家事や介護、子育てや女性雇用における課題等、解決しなければならない課題があります。

平成 11 年には、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が互いに人権を尊重し、性別に関係なく個性を発揮できる社会の実現が進められています。

今後「男性が女性の社会的地位の向上に関して理解・協力すること」「社会的な風潮や古いしきたりに基づく慣習を見直すこと」など、男女共同参画についての啓発活動を行っていきます。

### 「主要施策の内容」

#### 男女平等観に立った教育の推進

総務課

人権の尊重と男女平等観に立った教育の推進を図るとともに、各種シンポジウムの紹介や学習機会を提供し、積極的な参加を促します。

#### 相談体制の強化

総務課/福祉保健課/住民課

セクシャル・ハラスメントやDV（ドメスティックバイオレンス）、障害者差別等が、人権侵害であることを広く周知し、関係機関と連携し、相談機関を設ける等防止に向けた総合的な取り組みを実施します。

#### 審議会、委員会等への女性の登用

総務課

各種審議会・委員会等への女性の積極的な登用を図り、行政における政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

#### 男女共同参画を実現するための環境づくり

総務課

雇用機会の平等化、性別による昇進、賃金等の格差をなくすよう、行政が率先して、男女問わず、育児休暇、介護休暇が取得しやすい環境づくりに努めます。

#### 男女共同参画行動計画の策定・推進

総務課

村を取り巻く男女共同参画の現状を踏まえ、実行性のある行動計画の策定・推進を検討します。

## 第6章 計画性のある行財政管理 【行財政分野】

### 1 効率的な行政運営の推進

#### «現状と課題»

村では、平成18年3月に集中改革プランを盛り込んだ行政改革大綱を策定し、行政運営の効率化による住民サービスの質の向上のため、事務事業の整理合理化、民間委託等の推進、電子自治体の構築と適正な情報管理、組織機構の整備、人材の育成等、各種施策に取り組んでいます。

しかし、少子高齢化、地方分権の進展等を背景に住民要望は多様化し、行政の取り組まなければならない領域は今後も一段と広範囲にわたっていくため、限られた財政の中で効率的な行政運営を推進していくことが求められています。

そのためには、行政改革大綱実施計画の進行管理を行うとともに、進捗状況については適時、住民へ広報誌やホームページ等により公表していき、行政評価の導入にむけた研究、行政サービスの再検討、職員の能力向上や適正配置等が求められます。

また、現庁舎は完成から半世紀以上が経過し、庁舎機能のさまざまな諸課題を抱えています。こうした状況を踏まえ、災害に強いまちづくりを基本として、時代のニーズに即した行政サービスを適切に提供できる環境整備を行うことが求められているものの、国や地方の厳しい財政事情を鑑み、中長期の健全な財政見通しや将来の人口動態などを見据えた身の丈にあった対応が求められています。

しかし、現庁舎が抱える防災対策を含めた諸課題は、地域住民に不安を与えず、安全・安心な暮らしを支えていく上でも改善していかなければならない課題です。庁舎整備に活用できる交付金や補助金、地方債などについて情報収集を行い、事業費負担の抑制に努めるとともに、村民共有の財産として次世代へ継承できる、「身の丈にあった」新しい役場庁舎のあり方について検討していくことが求められます。

#### «主要施策の内容»

##### 組織機構の整備による事務事業の効率化

##### 総務課/企画課

行政運営の効率化、事務処理の省力化等および現場担当職員の意見を踏まえ、事務事業の整理統合、民間委託、業務の配分見直しを考慮し、組織機構のスリム化、適正化を図ります。

住民の要望や総合計画、各分野別計画に基づき、事務事業の見直しを図り、効率的な行政サービスの提供に努めます。また、定期的に課長会議、主幹・主査会議を開催し、全庁体制で事業の見直しを検討していきます。

## 人材育成の推進

総務課

研修計画に基づき、行政運営能力や政策形成能力を高める研修に積極的に参加させ、職員的能力向上を目指します。また、人材育成を主眼とした従来の能力・態度評価に加え、職員的能力を最大限に引き出すため、職員の目標設定に対する業績評価を平成 27 年度に導入しましたが、より効果の上がる人事評価制度となるように適宜見直しを図ります。

## 民間委託の推進

企画課

事務全般について、住民サービスの円滑化、費用対効果を考慮し、必要に応じて民間委託を検討します。

公共施設の管理については、なるさわクリエーションパーク内の「道の駅なるさわ」と「なるさわ富士山博物館」においては指定管理者制度を活用しており、サービスの向上、維持管理費の削減に努めます。他の施設については、引き続き検討し必要に応じ指定管理者制度を活用していきます。

## 行政評価導入に向けた調査・研究

総務課/企画課

他市町村の先進事例を調査・研究し、鳴沢村にあう行政評価導入を検討します。

## 住民サービスの向上

企画課

窓口業務について、ITを活用した各種申請受付等の利便性の向上を図ります。

役場職員がホームページを作成することで、情報提供の迅速化を心がけます。

## 電子自治体の構築と適正な情報管理

企画課

庁内LANシステムを活用し、事務処理の簡素・効率化を推進し、電子文書の管理における情報セキュリティの強化に努めます。

## 公共施設等の整備

総務課/企画課/福祉保健課/住民課/振興課/教育委員会

経年劣化に伴う公共施設の修繕を推進します。また、災害時の防災拠点としての機能を強化するとともに、利用者の視点に基づいた機能性・行政効率・利便性の高い庁舎を目指し、整備に向けて取り組みます。

## 2 健全な財政運営の推進

### 「現状と課題」

近年、村民の生活意識や生活様式が多様化するとともに、地方分権が進展する中で、行政需要はますます多様化・高度化し、事務量が増大しています。

国の財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に継続していることから多額の長期債務残高を抱え、将来世代に大きな負担を残すこととなっています。また、地方財政全体においても少子高齢化の進展による社会保障費の自然増、さらには依然として高い水準で推移する公債費に対処するため、地方公共団体にあっては既存の経費をさらに圧縮する必要があります。

本村の財政状況は比較的に良好ですが、依然として国庫支出金や地方交付税などの依存財源に多くを頼っている状況です。今後の人口減少や高齢化の進行により、村税の減少傾向や扶助費の増加傾向は続く一方で、高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化への対応が必要になると見込まれており、厳しい財政状況が続くものと予想されます。

今後は、多様化する村民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供するため、安定的な財源の確保を図るとともに、費用対効果を検討しながら、更なる経費の節減・効率化、公共施設の適正配置を進め、村民に信頼される健全な行政経営を行うことが必要とされています。

### 「主要施策の内容」

#### 財政計画の確立

総務課/企画課

中長期的な財政計画を策定することにより、事業の効果やあり方を再検証し、より健全な財政運営を行います。

#### 効率的かつ効果的な財政運営

総務課

公共施設の改修などの大規模事業や新しく取り組む事業を実施する際には、財源の裏付けを確認するために、中長期的な財政計画や取り組みの費用対効果を検証します。

さまざまな財源確保により村債発行額の抑制を図ることで、過度な財政負担を将来に先延ばしせず財政規律を守ります。

民間企業の考え方を取り入れた新しい公会計制度を導入し、財政状況を適切にとらえ、効率的かつ効果的な財政運営につなげます。

## 事業、施設のマネージメント <<新規>>

総務課

多様化する村民ニーズに柔軟に対応するため、すべての事務事業について、総合的な観点から点検を加え、目的を達成した事業等の廃止・縮小や事業の統合などにより、効率化を図ります。また、前例にとらわれることなく、行政と民間の役割分担や受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し、常に事務事業の見直しを行います。

村が保有する公共施設等の利用目的や維持管理費などの基本的な情報や、今後の修繕・改修計画に必要となる詳細なデータを一元的に把握し、誰もが分かりやすい形で整理します。また、人口減少や少子高齢化に伴う利用状況の推移を踏まえ、更新や統廃合、建物の延命化を目指した維持・補修などを計画的に行い、財政負担の軽減や標準化を図ることで、公共施設等の適正な維持管理を推進します。

## 村税収入の確保と徴収率向上に向けた取り組みの推進

税務課

税務行政の公平性、公正性、透明性の原則を踏まえ、課税客体を的確に把握するとともに、徴収率の向上を図るため滞納整理を強化し、村税収入の安定的な確保に努めます。

### 3 広域連携の推進

#### 「現状と課題」

富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の富士北麓広域市町村圏では、平成2年に富士五湖広域行政事務組合を設立し、消防・救急、斎場運営などの分野で、広域的な行政運営を行っています。

今後は、環境問題・景観や少子高齢化問題等、広域で対応が必要な課題が増加することが予測されます。広域の連携を強化し、効率的な行政サービスの提供と質的向上を図る必要があります。

市町村合併に関しましては、いわゆる「平成の大合併」を経て、現在は合併に向けての大きな動きはありません。住民アンケートによると、合併について不安を抱いている方が9割以上おり、自由意見でも合併に反対する声が多数あがっています。これらを踏まえた上で、道州制の導入や富士北麓地域の市町村による富士五湖市構想等、近隣市町村の動向も視野に入れつつ、住民の意見を尊重しながら慎重に検討していく必要があります。

#### 「主要施策の内容」

##### 広域行政推進の効率化

企画課

富士五湖広域行政事務組合における広域行政の効率化に努めます。

##### 広域行政サービスの充実

企画課

住民生活や広域的な活動の利便性を高めるために、公共施設の共同利用、共同管理、広報誌への情報の相互掲載等を検討します。

##### 斎場の維持管理

住民課

周辺市町村と連携し、富士五湖聖苑の利用者の利便性の向上を図ります。

##### 広域連携による情報発信機能の強化 **「新規」**

企画課

富士北麓市町村で連携してコミュニティFM局を開設支援し、近隣市町村を含めた地域情報や災害情報等を発信します。

## 資料編

### 資料1 鳴沢村総合開発審議会条例

平成2年7月2日

条例第2号

第1条 鳴沢村の総合的な開発計画について調査審議するため、村長の諮問機関として鳴沢村総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査及び審議し、その結果を村長に報告し、又は建議する。

- (1) 村の総合開発計画の基準となるべき事項
- (2) 村の総合計画の実施に関して必要な事項
- (3) 前各号のほか、総合開発に関する重要事項

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、議会議員、学識経験を有する者及び職員のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

3 審議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員のうちから互選する。

4 会長は、会務を総理し、会を代表する。会長事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、議会議員及び職員のうちから委員に委嘱又は任命されたものがその職を離れたときは同時に委員の任を了えるものとする。

6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、非常勤とする。

第4条 審議会に地区開発委員会を置き、必要な事項は、別に規則で定める。

第5条 審議会は、村長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、現任する委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため部会を置くことができる。

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第20号)

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 鳴沢村総合開発審議会委員名簿